令和８年度

島根県
国民健康保険団体連合会
事業案内

発行／令和８年６月

目　次

Ⅰ 島根県国民健康保険団体連合会の概要

1 目的 ―― 1
2 設立 ―― 1
3 名称・所在地 ―― 1
4 会員 ―― 1
5 役員 ―― 1
6 運営体制 ―― 2
7 事務局 ―― 2
(1)組織図 ―― 2
(2)事務分掌 ―― 3

Ⅱ 令和８年度事業計画

1 基本方針 ―― 4
(1)保険者支援等の推進 ―― 4
(2)審査支払業務の充実 ―― 4
(3)介護保険業務等の推進 ―― 4
(4)個人情報保護に対する取組 ―― 4
(5)健全な財政運営の推進 ―― 5
2 歳入歳出予算 ―― 5
3 負担金・手数料等 ―― 6
(1)負担金 ―― 6
(2)手数料等 ―― 6

Ⅲ 事業内容

1 診療報酬等審査支払事業 ―― 8
(1)診療報酬等審査支払 ―― 8
(2)診療報酬審査委員会の設置 ―― 9
(3)全国決済 ―― 9
(4)再審査業務 ―― 11
(5)過誤調整業務 ―― 11
(6)保険者間調整 ―― 11
(7)療養費の審査 ―― 11
(8)地方単独医療費助成事業に係る審査支払及び共同処理 ―― 12
(9)出産育児一時金等の支払 ―― 13
(10)産婦健康診査に係る費用の審査支払 ―― 13
2 保険者事務共同処理事業 ―― 14
(1)保険者事務共同電算処理事業 ―― 14
(2)第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業 ― 15
3 主要システムの概要 ―― 16
(1)審査支払・共同電算処理に係るシステム ― 16
(2)国保保険者標準事務処理システム ―― 16
(3)国保事業報告システム ―― 18
4 国保事業費納付金算定等支援業務 ―― 18
5 国保料（税）収納対策支援事業 ―― 18
6 保健事業の推進に関する事業 ―― 19
(1)特定健康診査・特定保健指導等に係る支援 ―― 19
(2)国保・後期高齢者ヘルスサポート事業 ―― 19
(3)医療費等分析に係る支援 ―― 19
(4)市町村保健活動の支援 ―― 22
(5)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施支援 ―― 22
(6)島根県在宅保健師等の会「ぽたんの会」活動支援 ―― 22
7 保険者協議会への参画 ―― 23
8 国保診療施設への支援 ―― 23
9 後期高齢者医療広域連合事務代行等業務 ―― 23
10 介護保険関係事業 ―― 24
(1)介護給付費等の審査支払 ―― 24
(2)介護給付費等審査委員会の設置 ―― 24
(3)全国決済 ―― 25
(4)介護給付適正化共同事業 ―― 26
(5)介護保険保険者事務共同処理事業 ―― 27
(6)介護サービスに関する苦情処理業務 ―― 28
(7)保険料の特別徴収等に係る経由機関業務 ―― 28
11 障害者総合支援関係事業 ―― 29
(1)障害介護給付費等審査支払 ―― 29
(2)障害者総合支援事務共同処理事業 ―― 29
12 広報・統計 ―― 30
(1)冊子等の作成 ―― 30
(2)ホームページの運用 ―― 30
13 会議等 ―― 31
14 国保制度改善強化の推進 ―― 31
15 個人情報保護に関する取組 ―― 31
16 その他の事業 ―― 31
(1)表彰 ―― 31
(2)図書等の斡旋 ―― 31

Ⅳ 資料

1 保健事業備品一覧 ―― 32
2 沿革 ―― 34

Ⅰ 島根県国民健康保険団体連合会の概要

1 目 的

島根県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）は、国民健康保険法第83条の規定に基づき、会員である保険者が共同してその目的を達成するための必要な事業を行うことを目的とする。（国保連合会規約第１条）

2 設 立

昭和16年11月５日　島根縣國民健康保險組合聯合會　設立認可
昭和23年６月30日　島根縣國民健康保險團體聯合會に改組・改称
（旧国民健康保険法第３次改正による）
昭和34年１月１日　島根県国民健康保険団体連合会の設立
（新（現行）国民健康保険法施行による）

3 名称・所在地

名　称　島根県国民健康保険団体連合会
所在地　島根県松江市学園一丁目７番14号

4 会 員

島根県の区域における国民健康保険を行う県及び市町村並びに国民健康保険組合をもって会員とする。
会員数　21（県、19市町村、１国民健康保険組合）

5 役 員

【役員定数】
理　事　７名
監　事　２名

【任期】
２年

役員一覧

（令和８年５月１日現在）

役職名	公職名	氏名
理事長	益田市長	山本浩章
副理事長	吉賀町長	岩本一巳
常務理事	学識経験者	仁科慎治郎
理事	大田市長	楫野弘和
理事	江津市長	中村中
理事	西ノ島町長	坂栄一秀
理事	島根県医師国民健康保険組合理事長	森本紀彦
代表監事	安来市長	田中武夫
監事	奥出雲町長	糸原保

6　運営体制

【総　会】

総会は、会員である保険者の意思決定機関で、保険者を代表する者をもって構成されている。

通常総会は、規約の定めるところにより、年２回とし、理事会の議決により理事長が招集して開催する。

【理事会】

理事会は、国保連合会の執行機関で、理事長、副理事長、常務理事、理事で構成され、必要に応じて理事長が招集し開催する。理事は、会員及び学識経験者の中から総会で選任される。

【監事会】

監事会は、国保連合会の監査機関で、代表監事、監事で構成され、代表監事が定期的に招集し開催する。監事は、会員及び学識経験者の中から総会で選任される。

7　事務局

(1) 組織図

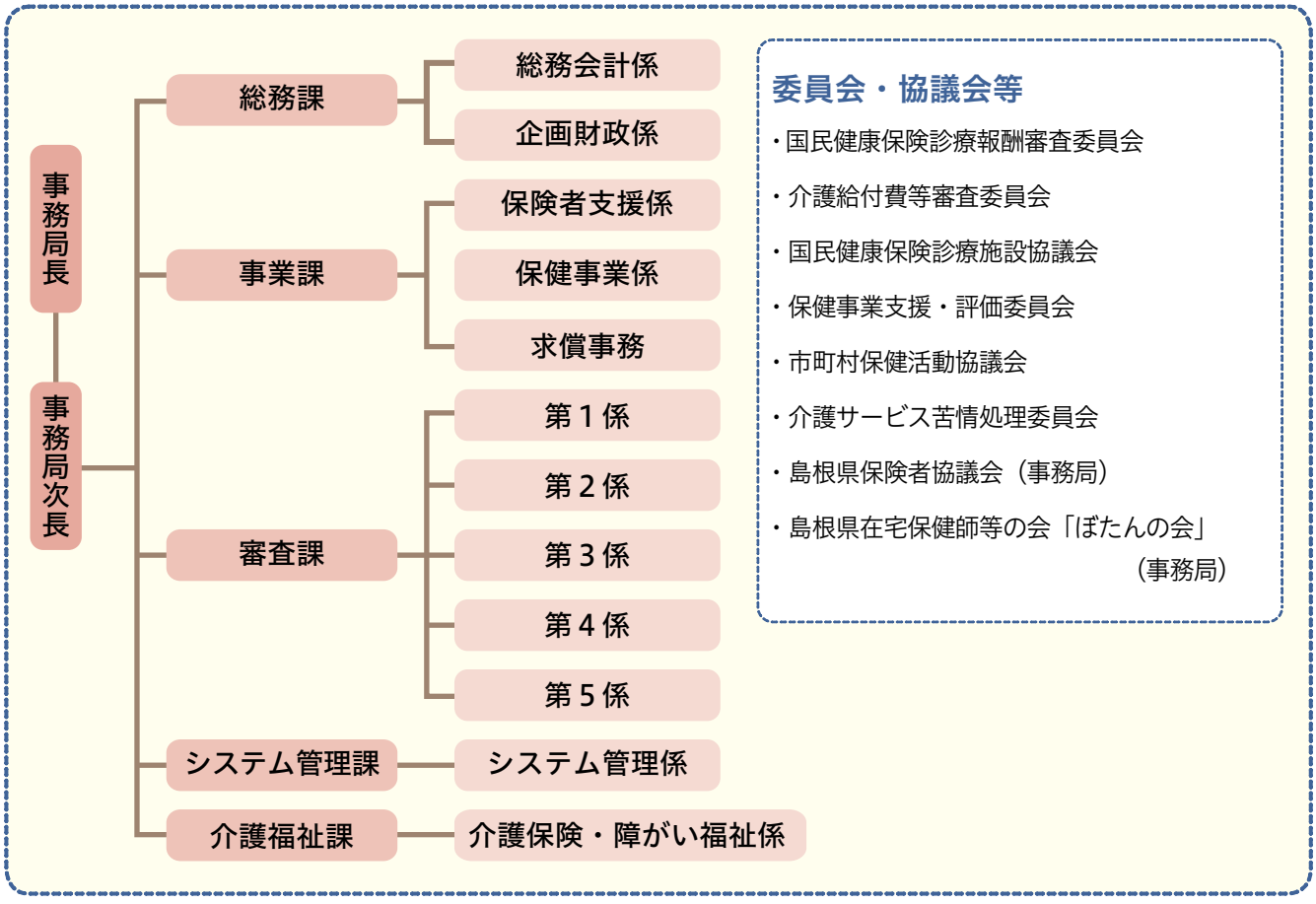

(2) 事務分掌

課	係	事務分掌
総務課	総務会計係	○庶務担当 会員、総会、理事会、規約、規則、規程、細則、内規、認可、届出、表彰、給与、労務管理、職員研修、福利厚生、会館･防火管理、財務、文書発受、書籍管理 ○会計担当 財産管理、出納、税務、資金の調達・運用、予算執行管理、決算
	企画財政係	監事会、予算編成･執行計画、外部監査、内部監査、財政運営･分析、企画、調査、研究、個人情報保護
事業課	保険者支援係	医療費等の統計、分析、国保料（税）収納対策支援、国保事業費納付金等算定支援、後発医薬品普及促進、重複・多剤投与者服薬情報通知、広報（ホームページ等）、結核・精神特別調整交付金申請支援、国保連合会等補助金、国保制度改善強化全国大会･陳情、国保主管課長･担当者会議、国保連合会事業推進会議、国保運営協議会会長連絡会議、書籍等斡旋
	保健事業係	国保・後期高齢者ヘルスサポート事業、特定健診等データ管理、特定健診等実施率向上対策支援、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施支援、健康づくりイベント支援、市町村保健活動協議会、在宅保健師等による市町村保健活動を補完する事業、在宅保健師活動支援、国保診療施設協議会、保険者協議会
	求償事務	第三者行為損害賠償求償事務
審査課	第１係	診療報酬審査委員会、診療報酬等審査事務、訪問看護療養費、資格・給付確認業務、県・市町村単独医療費助成事業
	第２係	
	第３係	診療報酬審査委員会、診療報酬等審査事務、診療報酬再審査業務、レセプト点検業務
	第４係	診療報酬審査委員会、診療報酬等審査事務、療養費、柔道整復療養費、資格･給付確認業務、県・市町村単独医療費助成事業
	第５係	診療報酬審査委員会、診療報酬等審査事務、診療報酬等請求支払業務、過誤調整業務、全国決済業務、出産育児一時金支払業務、特定健診等費用決済業務
システム管理課	システム管理係	保険者事務共同電算処理事業、国保総合システムの運用、後期高齢者医療請求支払システムの運用、オンライン請求システムの運用、特定健診等データ管理システムの運用、国保データベースシステムの運用、国保情報集約システムの運用、国保事業費納付金等算定標準システムの管理、オンライン資格確認等システムの運用等支援、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムの運用、セキュリティ等管理システムの運用・管理、国保事業報告システムの運用、電子帳票システムの運用、国保連データ連携システムの運用、セキュリティ対策、ネットワーク管理、ＤＸ推進
介護福祉課	介護保険・障がい福祉係	介護給付費等審査支払業務、介護給付費等審査委員会、介護保険保険者事務共同処理事業、介護給付適正化共同事業、障害者総合支援給付費審査支払業務、障害者総合支援事務共同処理事業、特別徴収等経由業務、介護サービス苦情処理業務、介護サービス苦情処理委員会

Ⅱ 令和８年度事業計画

１ 基本方針

保険者の共同体としての責務を十分認識し、常に保険者等のニーズの把握に努めるとともに、国保事業をはじめ、後期高齢者医療事業、介護保険事業、障害者総合支援事業等の円滑な運営に貢献していく。

また、国の社会保障制度やそれに伴い打ち出される施策の動向を注視しつつ、国・地方自治体など多方面からのニーズに積極的に応えることにより社会的責務を果たしていく。

国保連合会を取り巻く環境が大きく変化する中で、コスト意識を強く持って効果的・効率的に事業を推進し、個々の課題等に真摯に取り組むとともに、更なる組織力の強化を図り、社会的信頼を高めるべく、次の５項目に重点を置いた事業展開に努める。

(1) 保険者支援等の推進

保険者努力支援制度を念頭に置き、保健事業や保険者事務共同電算処理事業等を推進することにより、保険者におけるインセンティブ制度の活用、医療費の適正化に向けた取組を積極的に支援する。

データヘルス計画の中間評価が行われることを踏まえ、国保データベース（ＫＤＢ）システム、健康医療情報等分析システム（Focus システム）を活用したデータ分析等の支援のほか、保健事業支援・評価委員会による事業の分析・評価等を行うことにより、効果的な取組が推進されるよう支援していく。

また、島根県国民健康保険運営方針に基づき、県、市町村等と一体となって、保険者事務の標準化・効率化を推進する。

(2) 審査支払業務の充実

審査支払機能の在り方に関する検討会報告書等を踏まえ、審査結果の不合理な差異の解消、国保連合会と支払基金の審査支払システムの整合的かつ効率的な在り方の実現に向けて、関係機関と連携しながら取り組んでいく。

審査基準の統一化に向け全国の国保連合会と足並みを揃えて取り組むとともに、審査委員会との連携強化、効率的な重点審査、ＩＣＴの有効活用等により、診療報酬の適正な審査支払に努める。

支払基金との審査支払システムの共同開発・共同利用に関しては、その動向に注視しながら、国保中央会をはじめ、関係機関と一体となって取り組んでいく。

また、令和８年６月から予防接種事務のデジタル化に対応した請求支払システムが稼働する予定となっており、自治体及び医療機関における予防接種事務の効率化が図られるだけでなく、接種対象者の利便性の向上などが期待できる。

本県において、稼働当初から運用を開始する市町村はないが、運用テストの実施、本会の外付けシステム改修等、適切に対応していく。

(3) 介護保険業務等の推進

介護保険審査支払等システム及び障害者総合支援給付審査支払等システムの円滑な運用を図り、給付費等の適正な審査支払に努める。

令和８年度から保険者事務共同処理事業として、地域包括支援センターが居宅介護支援事業所へ支払うケアプラン原案作成に係る委託料の支払業務を開始し、保険者事務の更なる負担軽減を図る。

県の委託に基づき、各種統計資料の作成、縦覧点検、医療情報との突合及びケアプラン点検に係る支援などを行い、介護給付の適正化に寄与する。

介護サービス利用者やその家族等から寄せられた苦情・相談に対して、関係機関との情報の共有化を図るとともに、必要に応じて事業所調査等を行い、適切な介護サービス提供に寄与する。

また、令和８年度から自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる介護情報基盤の運用が開始される予定となっており、当該基盤のデータ等を活用した保険者支援策を検討するとともに、業務支援の要請にも適切に対応していく。

(4) 個人情報保護に対する取組

プライバシーマーク付与事業者として、個人情報保護マネジメントシステムを構築・運用し、定期的な見直し及び継続的な改善に取り組むことで、引き続き個人情報保護に万全を期す。

オンライン資格確認等システム関連業務など番号法に基づく事務の受託に際しては、本会の特定個人情報等取扱規程に従い、的確に対応する。

(5) 健全な財政運営の推進

公益法人会計に準拠した財務諸表等を公開し、経営成績を明確にするとともに、内部監査や公認会計士による外部監査を実施することで運営の透明化を図る。

このほか、顧問税理士への相談や財務諸表等を活用したコスト分析を行い、健全な財政運営を推進する。

2 歳入歳出予算

（単位：千円・％）

会計名		令和８年度当初（A）	令和７年度当初（B）	比較増減（A）－（B）	対比（A）÷（B）
一般会計		632,979	614,959	18,020	102.9
診療報酬審査支払特別会計	業務勘定	891,389	683,831	207,558	130.4
	国民健康保険診療報酬支払勘定	54,269,669	52,946,977	1,322,692	102.5
	公費負担医療等に関する診療報酬支払勘定	6,374,340	6,379,532	△ 5,192	99.9
	出産育児一時金等に関する支払勘定	150,012	150,008	4	100.0
	健康保険診療報酬支払勘定	7	7	0	100.0
	抗体検査等費用に関する支払勘定【廃止】	－	5	△ 5	－
後期高齢者医療事業関係業務特別会計	業務勘定	465,173	458,955	6,218	101.4
	後期高齢者医療診療報酬支払勘定	138,965,810	121,201,817	17,763,993	114.7
	公費負担医療等に関する診療報酬支払勘定	1,228,974	1,262,343	△ 33,369	97.4
介護保険事業関係業務特別会計	業務勘定	407,293	398,876	8,417	102.1
	介護給付費等支払勘定	88,746,452	88,621,824	124,628	100.1
	公費負担医療等に関する報酬等支払勘定	402,759	398,061	4,698	101.2
障害者総合支援法関係業務等特別会計	業務勘定	69,220	65,319	3,901	106.0
	障害介護給付費支払勘定	23,612,077	22,200,595	1,411,482	106.4
	障害児給付費支払勘定	4,980,371	4,500,101	480,270	110.7
特定健診等事業特別会計	業務勘定	60,301	73,502	△ 13,201	82.0
	特定健診・特定保健指導等費用支払勘定	462,017	462,013	4	100.0
	後期高齢者健診等費用支払勘定	588,017	588,009	8	100.0
【新設】予防接種法関係業務等特別会計	業務勘定	2,015	－	2,015	－
	予防接種委託料支払勘定	5	－	5	－
第三者行為損害賠償求償金特別会計		240,005	240,005	0	100.0
役職員等退職手当特別会計【廃止】		－	40,326	△ 40,326	－
融資特別会計		203,006	203,006	0	100.0
収益事業特別会計		1,416	966	450	146.6
合計		322,753,307	301,491,037	21,262,270	107.1

3 負担金・手数料等

(1) 負担金

・保険者均等割（１保険者当たり）　　329,575円
・被保険者数割（被保険者１人当たり）　341円64銭

(2) 手数料等

項　　目		単価（円）	単　　位
診療報酬等審査支払手数料	国保診療報酬審査支払手数料	65.00	１件当たり
	後期高齢者医療診療報酬審査支払手数料	78.62	１件当たり
	公費負担医療審査支払手数料	94.00	１件当たり
	福祉医療（国保・被用者）、乳幼児医療審査支払手数料	59.90	１件当たり
	福祉医療（後期高齢者）審査支払手数料	49.00	１件当たり
	健康診査（妊婦・乳幼児等）審査支払手数料	94.00	１件当たり
	新生児聴覚検査費助成事業審査支払手数料	94.00	１件当たり
	産婦健康診査審査支払手数料	130.00	１件当たり
共同電算処理手数料	レセプト等管理、関係帳票作成等	保険者均等割　手数料総額の15％ 明細書等件数割　〃　45％ 被保険者数割　〃　40％	
	KDB・Focus システム手数料	保険者均等割　手数料総額の15％ 明細書等件数割　〃　45％ 被保険者数割　〃　40％	
	国保情報集約システム手数料	41.00	４月末現在の被保険者１人当たり（単価×４月末現在被保険者数×12月）
	医療費通知書作成【月例分】（はがき）	31.90	１世帯当たり
	医療費通知書作成【暦年分】（封書）	51.60	１世帯当たり
	後発医薬品自己負担軽減例通知書作成	12.50	電子請求レセプト１件当たり
	重複・多剤投与者に対する服薬情報通知書作成 ※指定業者への委託料（17.0 円）を含む。	17.50	電子請求レセプト１件当たり
	国保事業報告システム手数料	保険者均等割　共通経費の50％ 被保険者数割　〃　50％ 別途個別経費あり	
	レセプト点検業務手数料	費用を前々年度レセプト件数で按分	
介護給付費等審査支払手数料	介護給付費審査支払手数料	85.00	１件当たり
	介護予防・日常生活支援総合事業費審査支払手数料	85.00	１件当たり
	公費負担医療審査支払手数料	95.00	１件当たり

項　　目		単価（円）	単　　位
介護保険保険者事務共同処理手数料	要介護認定更新支援処理	35.00	１件当たり
	償還払給付額管理処理	35.00	１件当たり
	介護給付費通知作成処理（データ作成）	35.00	１件当たり
	介護給付費通知作成処理（データ作成＋印刷）	50.00	１件当たり
	高額介護サービス費支給処理	35.00	１件当たり
	市町村特別給付等支払処理	85.00	１件当たり
	各種支払支援処理（振込）	100.00	１件当たり
	主治医意見書料支払処理	85.00	１件当たり
	認定調査委託料支払処理	35.00	１件当たり
	原案作成委託料支払処理	35.00	１件当たり
	事業状況報告書作成	500.00	１月当たり
障害者総合支援関係手数料	障害介護給付費・障害児給付費審査支払手数料	210.00	１件当たり
	共同処理事務手数料（高額障害福祉サービス費等支給）	25.00	１件当たり
	共同処理事務手数料（振込データ作成）	25.00	１件当たり
	共同処理事務手数料（地域生活支援事業支払）	200.00	１件当たり
	共同処理事務手数料（独自助成支払）	200.00	１件当たり
	共同処理事務手数料（訪問調査委託料支払）	25.00	１件当たり
特定健診・特定保健指導関係手数料	費用決済手数料	142.00	１件当たり
	データ管理手数料	93.00	４月末現在の対象被保険者１人当たり
	共同処理手数料（受診券作成）	45.10	１枚当たり
	共同処理手数料（封筒作成）	17.05	１枚当たり
	共同処理手数料（封入封緘）	23.10	１枚当たり
	共同処理手数料（同封物）	3.30	１枚当たり
	共同処理手数料（折加工）	5.50	１枚当たり
レセプト電算処理システム手数料		0.68	１件当たり
第三者行為求償事務手数料		受領額の５%	
出産育児一時金支払事務費		210.00	１件当たり
年金特別徴収経由業務負担金		9.47	４月末現在の65歳以上の介護保険被保険者１人当たり
保険者ネットワーク管理運用負担金		拠点数等部分　経費を拠点数と端末数で按分 共通経費部分 保険者等均等割　負担金総額の15% 被保険者等数割　〃　85%	

Ⅲ 事業内容

1　診療報酬等審査支払事業

(1) 診療報酬等審査支払

国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、保険者からの委託を受け、保険医療機関等から提出される診療報酬明細書等（以下「レセプト」という。）の審査、保険医療機関等への診療報酬等の支払を行っている。

診療報酬等の審査支払は国保連合会の基幹業務であり、本会では昭和18年から審査業務を開始、昭和31年からは支払業務を併せて実施している。このほか、公費負担医療費及び療養費の一部に係る審査支払等も行っている。

審査業務については、効率的な重点審査の実施、コンピュータチェックの有効活用等により、診療報酬の適正な審査に努めている。

また、保険医療機関等へ支払う診療報酬等について、保険者等へ請求を行っているが、市町村からの委託に基づき、市町村が支払う診療報酬等については、島根県から保険給付費等交付金（普通交付金）として本会に支払われている。

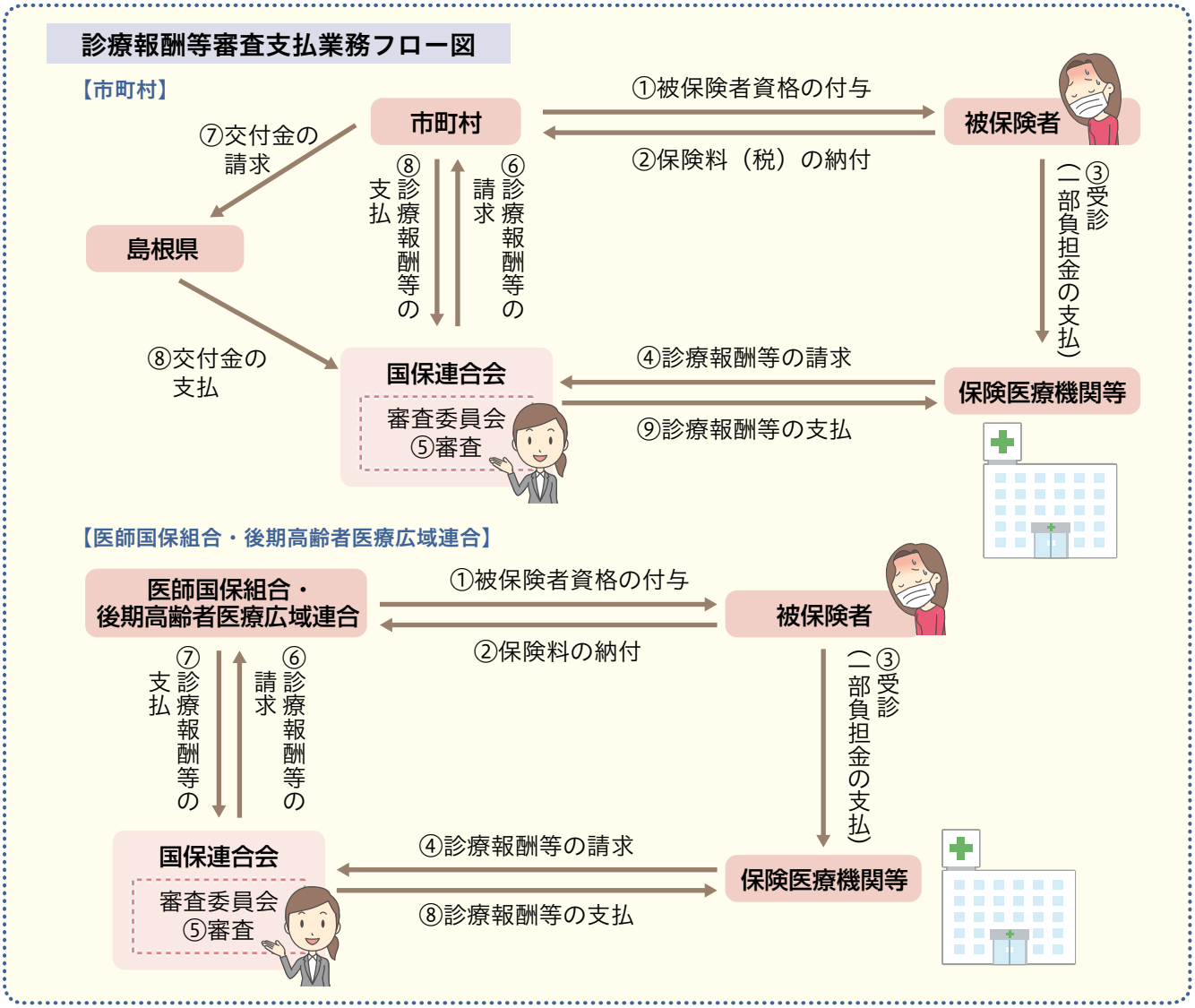

(2) 診療報酬審査委員会の設置

国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、診療報酬審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置している。

審査委員会には、医科部会、歯科部会、再審査部会、審査専門部会の４つの部会を置き、医科、歯科、調剤レセプトの審査を行っている。

審査委員会委員は、島根県知事の委嘱により２年の任期で保険医及び保険薬剤師、保険者並びに公益を代表するそれぞれ同数の委員をもって構成されている。

また、厚生労働大臣の定めるレセプトについては、国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）が設置する特別審査委員会に審査を委託している。

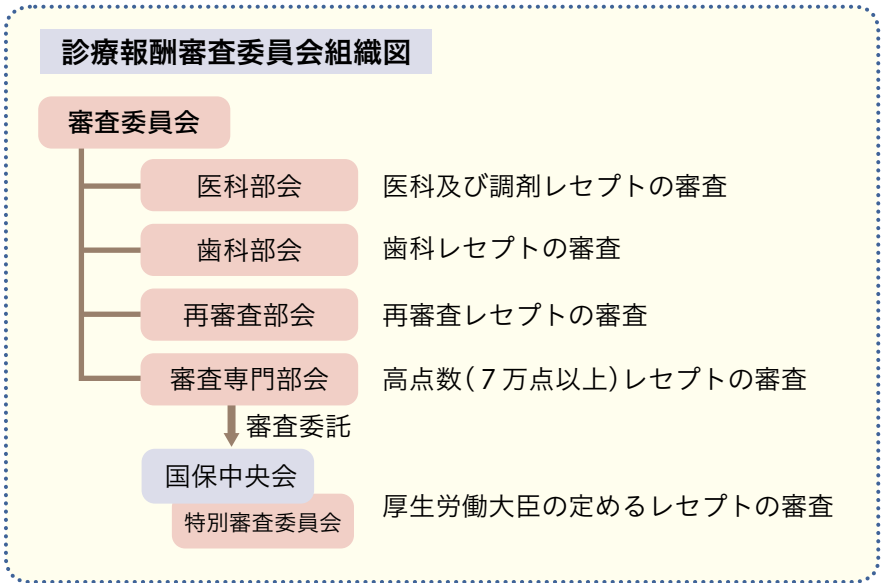

(3) 全国決済

保険医療機関等が県外の被保険者の診療等を行った場合、当該保険医療機関等に支払う診療報酬等について、国保中央会を通じて各都道府県国保連合会間で診療報酬等の相殺を行うことにより、診療報酬等の請求手続きの簡素化及び支払手続きの効率化を図っている。

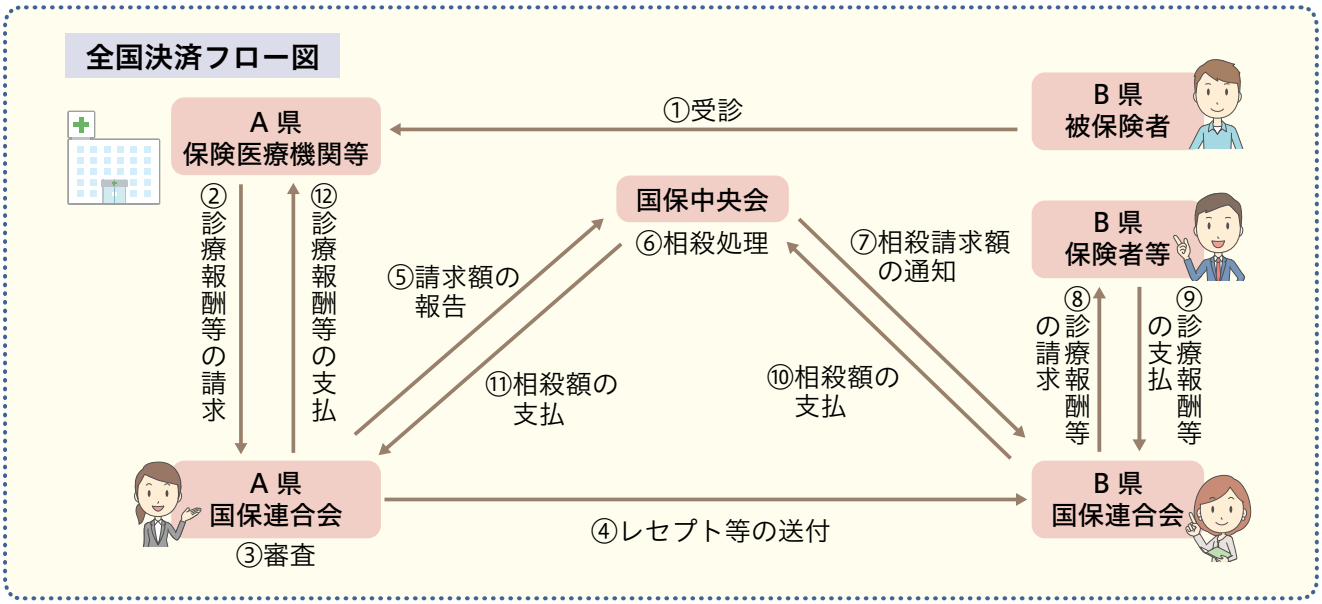

審査支払業務に係る処理日程（例）

月	日	処　理　内　容	実施者
審査月	～10日	＜受付＞ レセプトの受付	国　保 連合会
	11日 ～ 15日	＜審査事務共助＞ 保険診療のルール等に則り、レセプトの審査事務共助を実施	
	中旬	＜診療報酬審査委員会開催＞	
	下旬	＜計数整理等＞	
審査月の翌月	上旬	＜増減点等及び返戻通知書等の送付＞ 保険医療機関等へ審査結果を送付	
		＜保険者請求＞ 【直接支払分※・直接支払分以外】市町村等へ請求書等を送付	
		＜保険給付費等交付金（普通交付金）の請求＞ 【直接支払分】県へ保険給付費等交付金（普通交付金）を請求	市町村
	18日	＜国保連合会への診療報酬等の払い込み＞ 【直接支払分以外】	市町村等
		＜国保連合会への保険給付費等交付金（普通交付金）の払い込み＞ 【直接支払分】	県
	20日	＜診療報酬等の支払＞ 保険医療機関等への診療報酬等（柔道整復療養費を除く）の支払	国　保 連合会
	25日	＜過誤・再審査依頼受付＞ 過誤・再審査申出データの取り込み	
	28日	＜診療報酬等の支払＞ 施術所等への柔道整復療養費の支払	

※市町村国保に係る療養給付費等、高額療養費、審査支払手数料等については、保険給付費等交付金（普通交付金）として市町村を経由せず県から国保連合会に直接支払われる。

(4) 再審査業務

審査委員会で審査決定した結果について、保険者からの疑義または保険医療機関等からの異議申し立てがあった場合、申立内容について再度審査を行っている。

審査の結果、申立内容が妥当と認められた場合、金額調整を行っている。

(5) 過誤調整業務

保険者等への請求額及び保険医療機関等への支払額の確定後に、資格喪失等により確定額に異動が生じた場合、金額調整を行っている。

(6) 保険者間調整

被保険者資格喪失後の受診により発生する医療費等の返還金について、保険者や被保険者における返還手続きの負担軽減を図るため、新旧保険者間（国保保険者間または国保保険者と全国健康保険協会間）での金額調整を行っている。

保険者間調整フロー図

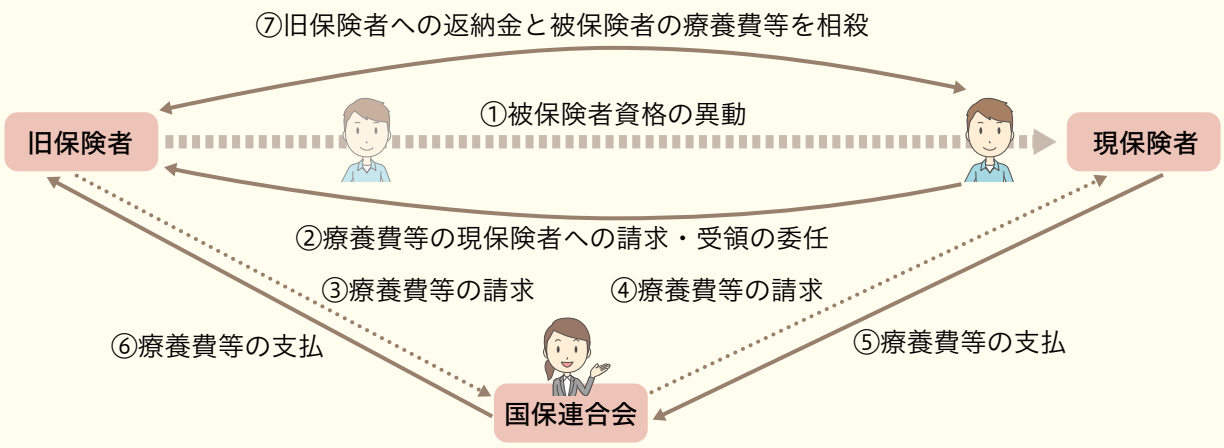

(7) 療養費の審査

保険者からの委託に基づき、海外療養費、治療用装具、あん摩マッサージ、はり・きゅう及び移送費等について、支給申請書の審査を行っている。

柔道整復師の施術に係る療養費については、柔道整復療養費審査委員会で審査を行い、施術所に支払を行っている。また、必要に応じて、施術所への文書通知や面接確認、保険者等関係機関に対する情報提供を行うなど、柔道整復療養費の適正化に向けた取組を支援している。

(8) 地方単独医療費助成事業に係る審査支払及び共同処理

市町村からの委託に基づき、地方単独医療費（福祉医療費及び乳幼児等医療費）助成事業に係る審査支払業務を実施している。

また、本会が島根県医師会等関係機関と契約を締結することにより、県内すべての保険医療機関等において現物給付化を実現し、受給者の利便性向上及び市町村の事務負担軽減を図っている。県外の保険医療機関等についても現物給付化を働きかけて対象機関の拡大を図るなど、サービスの拡充に努めている。

このほか、共同処理として、受給者の資格確認、高額療養費該当一覧表の作成等を実施している。

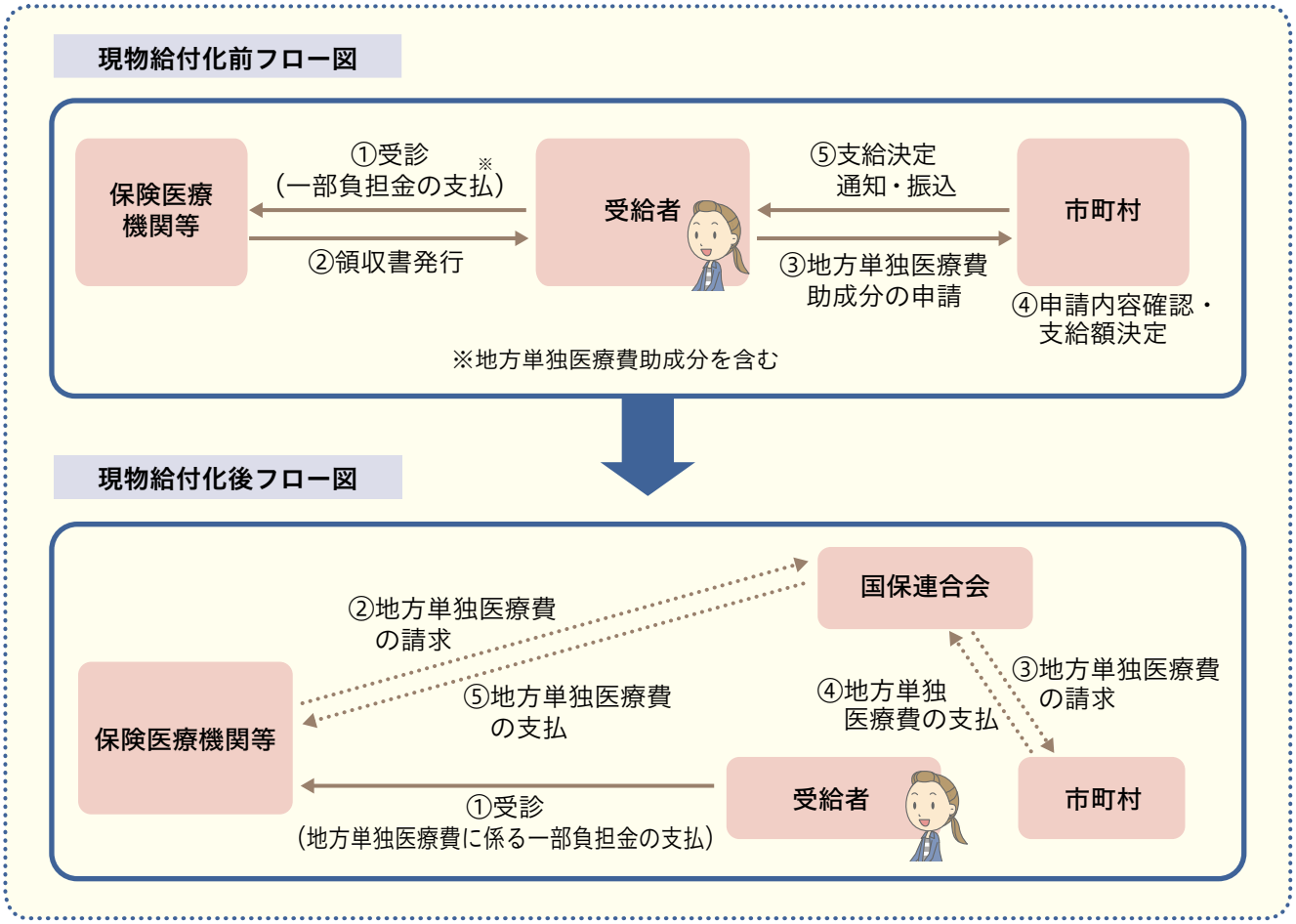

(9) 出産育児一時金等の支払

保険者からの委託に基づき、保険医療機関等から請求される出産育児一時金等に係る費用の支払業務を実施している。

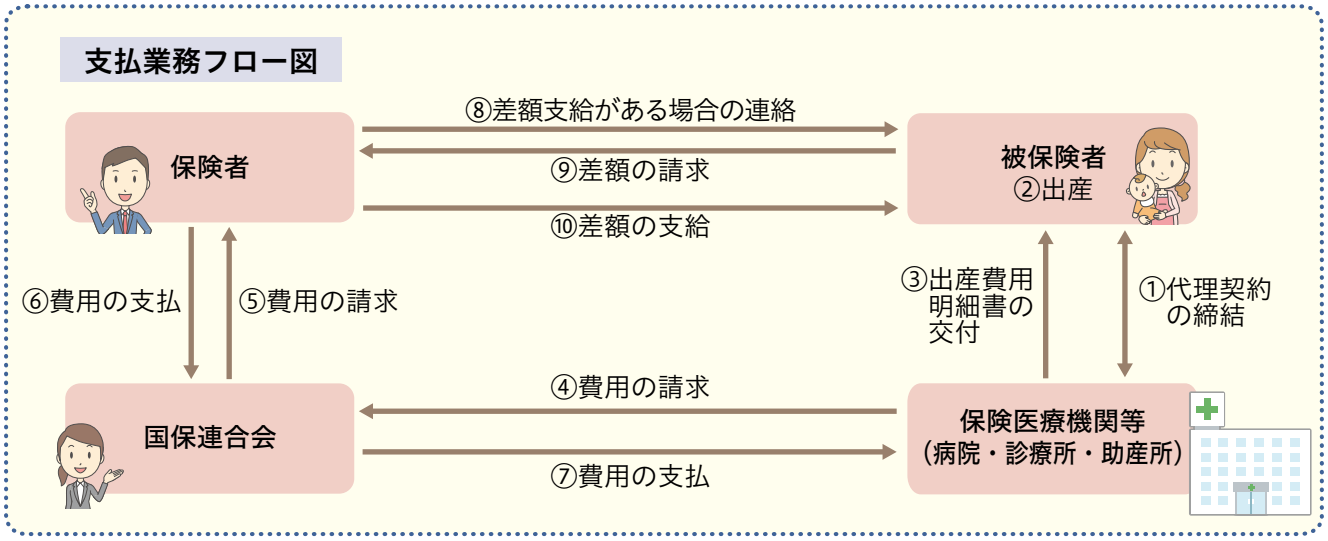

(10) 産婦健康診査に係る費用の審査支払

産後うつの予防や新生児への虐待予防等を目的に、産後間もない時期の産婦に対し実施される健康診査について、市町村からの委託に基づき、保険医療機関等から請求される当該健康診査に係る費用に関する審査支払を実施している。

2　保険者事務共同処理事業

(1) 保険者事務共同電算処理事業

保険者に共通する事務を一元的に電算処理することにより、保険者事務の負担軽減及び効率化を図っている。

また、保険者ニーズを踏まえ、本会に蓄積した医療費データ等から、医療費適正化、保健事業の充実、高額療養費等の算定に関する各種帳票、参考資料の作成、提供を行っている。

名　　称	内　　容
被保険者台帳の作成及び管理	適正な資格管理、諸帳票作成等を行うため、保険者から提供される被保険者情報を基に被保険者マスタを作成し管理する。 また、保険者から提出される外字字形ファイル及び文字コード情報を基に同定作業を行い、外字をシステム管理し、医療費通知書等各種共同帳票へ反映する。
レセプトの資格確認及び給付記録	保険医療機関等から請求されたレセプトについて､被保険者マスタを使用し、受給資格を確認する。疑義があるレセプトを「資格確認結果表」に出力し、保険者に提供することで資格確認事務の負担軽減を図る。
レセプト等管理業務	医療機関等から請求のあったレセプト等の画像を作成・保存・管理し、保険者がレセプト関係業務に使用するシステムの環境整備を行う。
高額療養費算定業務	被保険者マスタとレセプト情報から支給額を計算し、支給額計算結果に基づき､「高額療養費支給台帳」､「高額療養費支給申請書」等を作成し、保険者の高額療養費支給事務の効率的な実施に資する。
高額介護合算療養費支給額の計算	高額介護合算療養費の支給額を計算し、保険者の高額介護合算療養費支給事務の効率的な実施に資する。
医療費通知書の作成	医療費通知書を作成し、保険者に提供する。保険者が被保険者に対し医療費の額を通知することにより、被保険者の健康に対する認識を深めるとともに医療費の適正化に資する。
福祉及び乳幼児等医療費助成事業に係る市町村事務共同処理業務	福祉及び乳幼児等医療費助成事業の助成額に係る資料の作成、高額療養費該当レセプト一覧表等の作成を行う。また、市町村から提供される受給者マスタを使用し、資格確認を実施する。
後発医薬品自己負担軽減例通知業務	先発医薬品を後発医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減例通知書を作成し、被保険者に通知する。
重複・多剤投与者に対する服薬情報通知業務	ポリファーマシーの是正を目的として、過去の処方内容を記載した通知書を作成し、重複・多剤服薬が疑われる被保険者に通知する。
国保データベース（ＫＤＢ）システム及び健康医療情報等分析システム（Focusシステム）の管理運用業務	本会が保有する「医療・健診・介護」の情報を利活用し、地域の状況を的確に把握するとともに、重点課題を明確にして保険者における効果的な保健事業の実施を支援する両システムの管理等を行う。
国保情報集約システム運用管理業務	保険者から提出される被保険者資格情報を集約し、県単位で一元的に管理する。また、被保険者が県内保険者間で転居した場合、高額療養費の該当回数を通算するための情報連携を行う。
国保事業報告システムの共同処理業務	市町村事務の負担軽減等を図るため､本会にサーバを設置（共同利用）して､既存の保険者ネットワークを活用し､月報･年報データを一元管理･運用する。

名　　称	内　　容
レセプト点検業務	一次審査終了後のレセプトの縦覧、横覧及び突合点検、第三者行為疑義レセプトの抽出等を実施する。 また、点検業務を委託していない市町村に対しては、レセプト点検方法、診療報酬点数表の解釈等に係る助言・相談等の支援を行う。
医療費適正化対策、保健事業参考資料及び各種統計資料の作成	地域住民の健康保持･推進を図ることを目的に、本会が保有する医療･介護･健診等データを活用して、医療費適正化や保険者が実施する健康づくりを重視した保健事業に必要な資料等を提供する。

(2) 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業

医療費適正化対策の一環として、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法の規定により、保険者等が代位取得した損害賠償請求権に基づく損害賠償金の請求・収納に関する事務について、保険者等からの委任を受け、迅速かつ効率的に事務処理を行っている。

また、損害保険会社への請求事務に加え、相手方本人への請求事務も行っている。

さらに、顧問弁護士及び求償専門員を設置し、事例の早期解決及び公平な業務に努めている。

①損害賠償金等の請求及び受領
②第三者行為求償事務研修会の開催
③第三者行為求償事務に係る相談
④顧問弁護士による求償相談

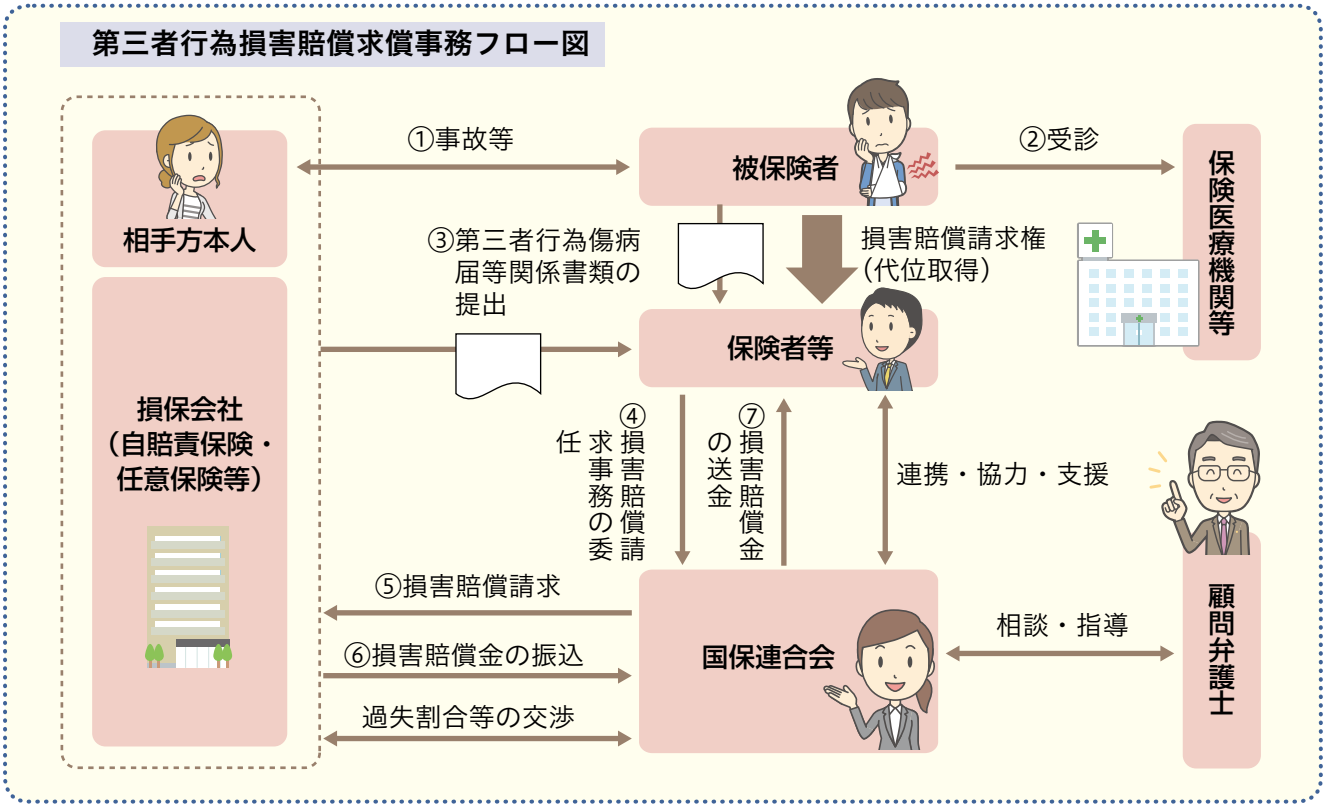

3　主要システムの概要

(1) 審査支払・共同電算処理に係るシステム

診療報酬等の審査支払業務に関する事務をはじめ、その他の保険者事務を迅速かつ正確に行うため、各種システムを構築し、運用している。

名　　称			内　　容
国保総合システム			レセプトの電子化・オンライン請求に対応するため、国保中央会が開発した全国標準システム。 本会と保険者が使用する複数の業務システムを共通基盤上に構築することで、各種情報を一元管理・運用し、効率的な事務処理を実現。
	審査支払系システム	レセプト電算処理システム	保険医療機関等からオンラインまたは電子媒体により請求された電子レセプトを処理するためのシステム。
		画面審査システム	電子レセプトの審査をパソコン画面上で行うためのシステム。
		国保請求支払システム	保険医療機関等から請求のあった診療報酬等や保険者から申出のあった過誤・再審査の費用額計算を行い、保険者への請求や保険医療機関等への支払を行うシステム。
	保険者サービス系システム	国保共同電算処理システム	被保険者の資格情報管理、レセプトの給付記録管理、高額療養費の算定等、保険者に共通する事務を一元的に処理するシステム。
		保険者レセプト管理システム	すべてのレセプトを電子化して一元管理し、レセプト点検や過誤・再審査申出等を行うシステム。
後期高齢者医療請求支払システム			保険医療機関等から請求のあった診療報酬等や後期高齢者医療広域連合から申出のあった過誤・再審査の費用額計算を行い、後期高齢者医療広域連合への請求や保険医療機関等への支払を行うシステム。
オンライン請求システム			保険医療機関等と審査支払機関を全国規模のネットワーク回線で結び、保険医療機関等がオンラインにより診療報酬等の請求を行うシステム。

(2) 国保保険者標準事務処理システム

都道府県及び市町村が行う国保事務を支援するため、国が開発した標準的な事務処理システムの管理・運用を行っている。

名　　称	内　　容
国保情報集約システム	市町村ごとに保有する資格情報等を都道府県単位で集約し、被保険者が同一都道府県内で転居した場合に高額療養費の多数回該当に係る該当回数を引き継ぐなど、市町村間の情報連携等を支援するためのシステム。
国保事業費納付金等算定標準システム	都道府県による市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や市町村ごとの標準保険料率の算定業務を支援するためのシステム。

国保総合システム等の全体概要

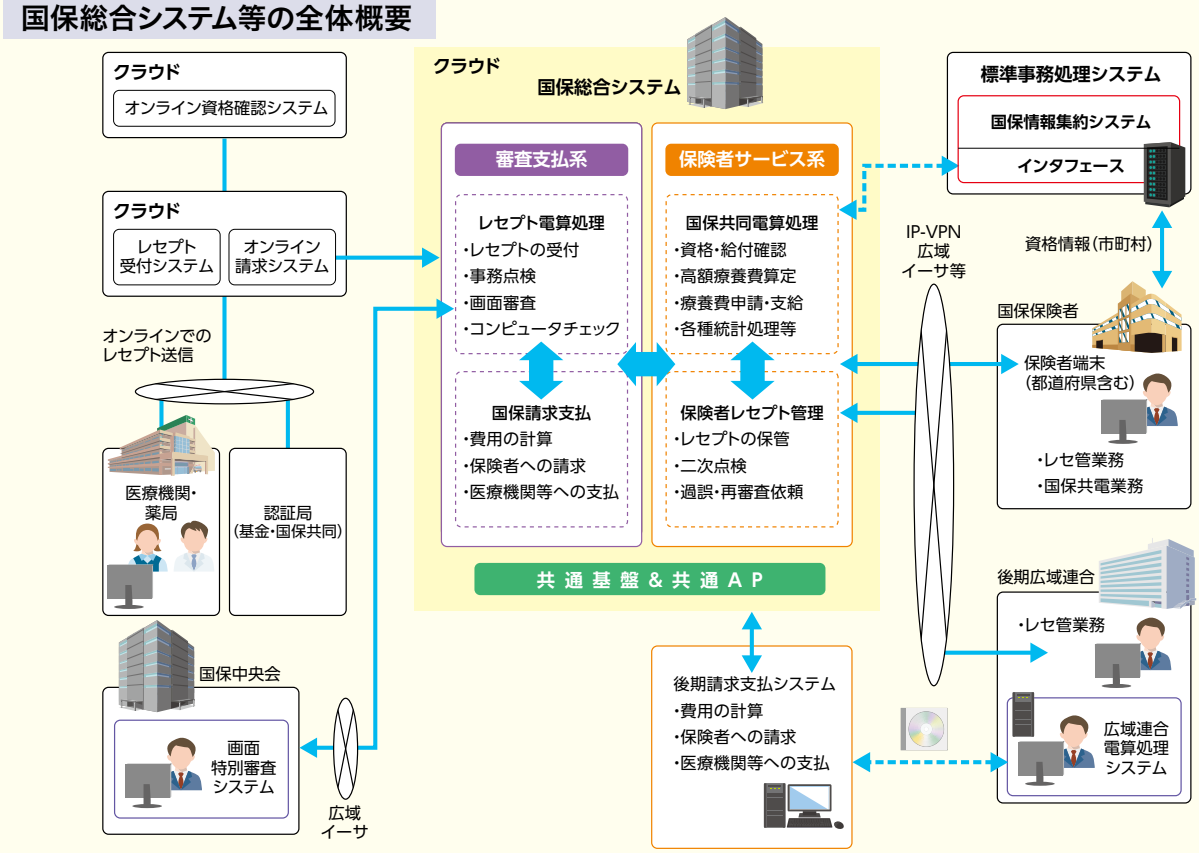

国保保険者標準事務処理システムと国保総合システムとの関連図

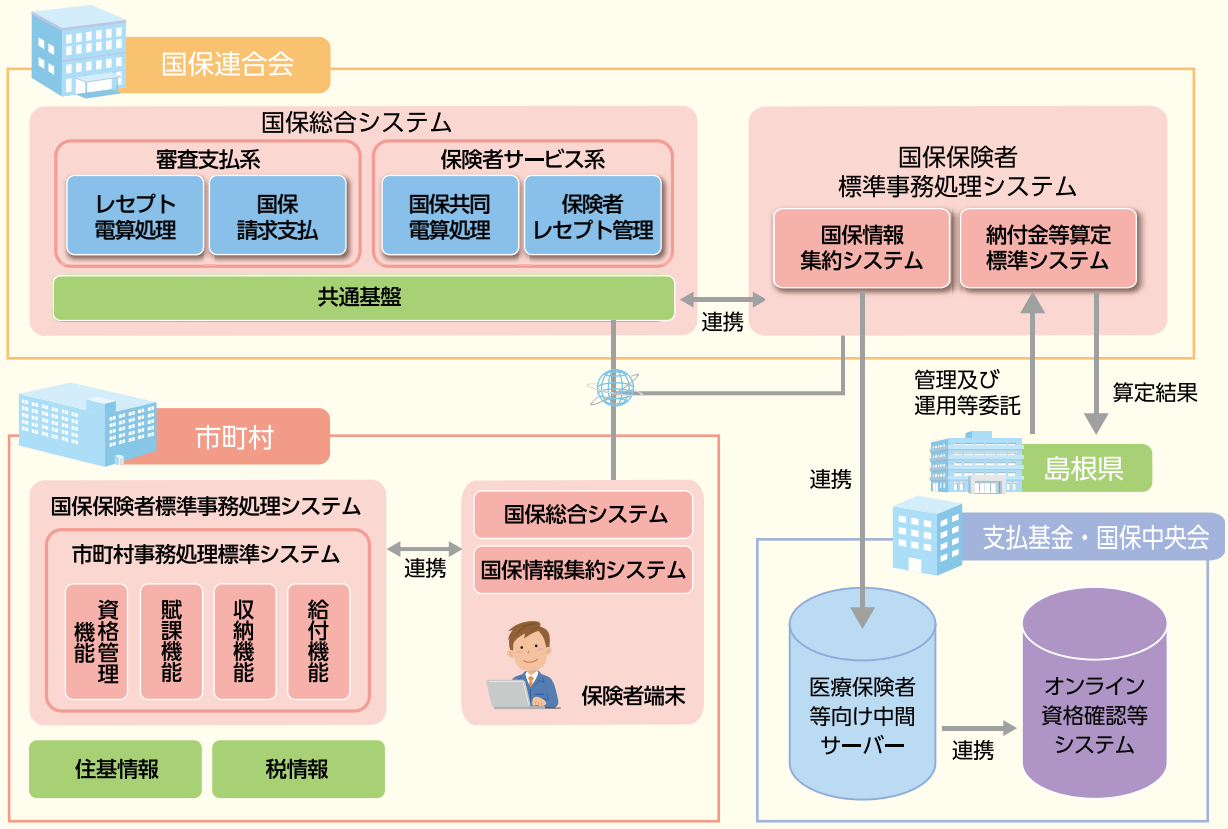

(3) 国保事業報告システム

県及び市町村が国への事業状況報告に使用するシステムを一元的に管理･運用することにより、事務の効率化を図っている。

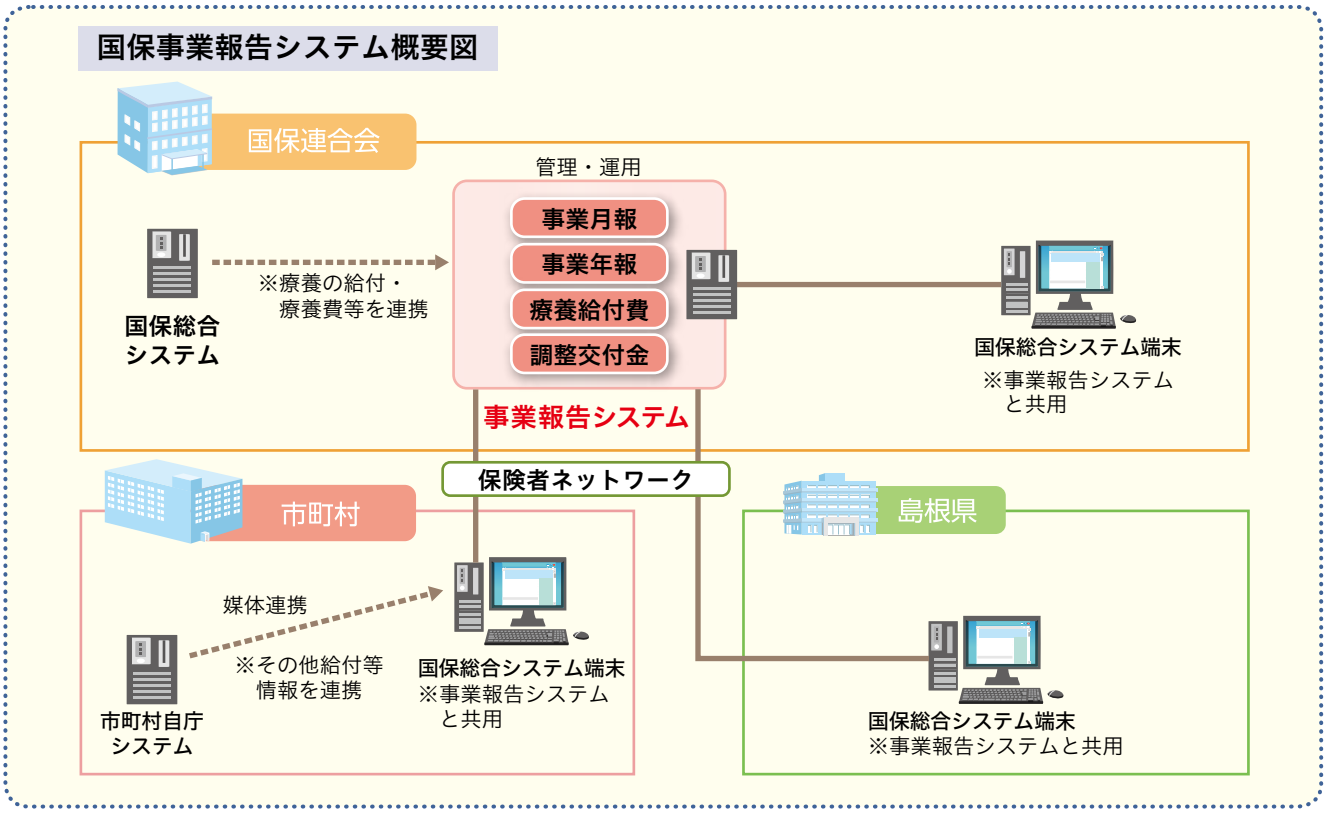

4　国保事業費納付金算定等支援業務

保険給付費等交付金等の国保事業に要する費用に充てるため、県が市町村から徴収する国保事業費納付金について、県から一部業務を受託し、国保事業費納付金等の算定に必要な市町村データの精査及び集約、納付金の算定等の支援を行っている。

5　国保料（税）収納対策支援事業

低所得者や高齢者を多く抱える市町村において、国保料（税）の収納対策は重要な課題の１つである。本会では、国保料（税）収納アドバイザーによる滞納整理に関する市町村への個別相談や研修会を開催し、国保料（税）の収納対策を支援している。

また、市町村における国保料（税）率の適正な算定を支援し、国保料（税）負担の平準化に資するために国保中央会が配付している保険料（税）適正算定マニュアルの操作説明を希望市町村に実施し、システムの普及促進を図っている。

①国保料（税）収納アドバイザー相談事業
②国保料（税）収納率向上対策研修会の開催
③保険料（税）適正算定マニュアル普及促進事業

6　保健事業の推進に関する事業

(1) 特定健康診査・特定保健指導等に係る支援

生活習慣病予防対策として医療保険者に義務付けられている特定健診・特定保健指導の円滑かつ効率的な実施を支援するため、費用決済、データ管理等を行っている。

また、本会が県内保険者の取りまとめ機関として特定健診等実施機関と契約を行い、特定健診等の円滑な実施を図るとともに、特定健診未受診者への受診勧奨や診療における検査データを活用する体制を整備するなど、特定健診の受診率向上の取組を推進している。

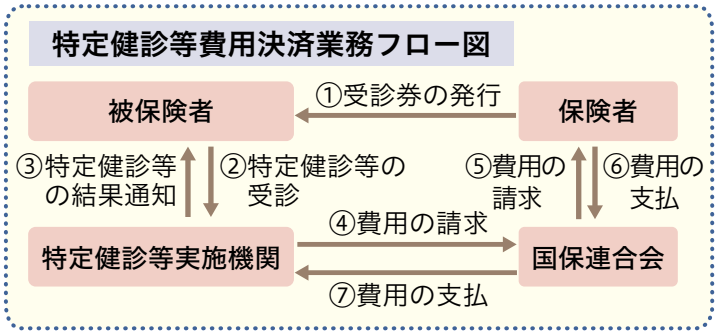

①特定健診等費用決済
②特定健診等データ管理・分析
③島根県医師会及び島根県環境保健公社との国保統一契約の締結
④受診率向上対策支援

(2) 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業

国保保険者等が実施する保健事業が効果的・効率的に実施されるよう、有識者等からなる保健事業支援・評価委員会を設置し、データヘルス計画策定に係る助言及び保健事業に対する評価等を行うことにより、ＰＤＣＡサイクルに沿った保健事業の展開を支援している。

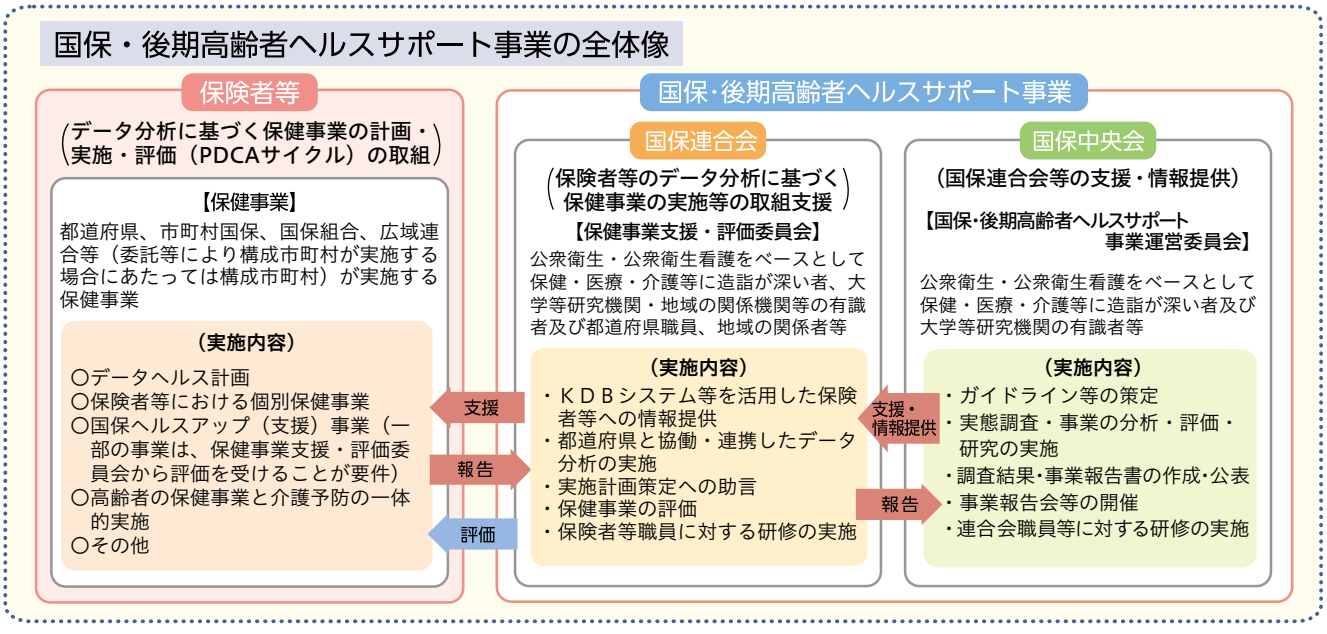

(3) 医療費等分析に係る支援

保険者において、健康課題の明確化や保健事業の評価等を効果的・効率的に行うため、「国保データベース（ＫＤＢ）システム」及び「健康医療情報等分析システム（Focus システム）」を活用した医療費等の分析が円滑に行われるよう支援している。

また、公立大学法人島根県立大学と協定を締結、連携を図ることにより、学術的な見地から医療費等分析を行い、一層の医療費適正化等に寄与する。

ＫＤＢシステム

国保連合会が保険者からの委託業務を通じて管理する「健診・保健指導」、「医療」、「介護」の各種データを活用して、「統計情報」や「個人の健康に関するデータ」を作成するシステム。

KDBシステム概要図

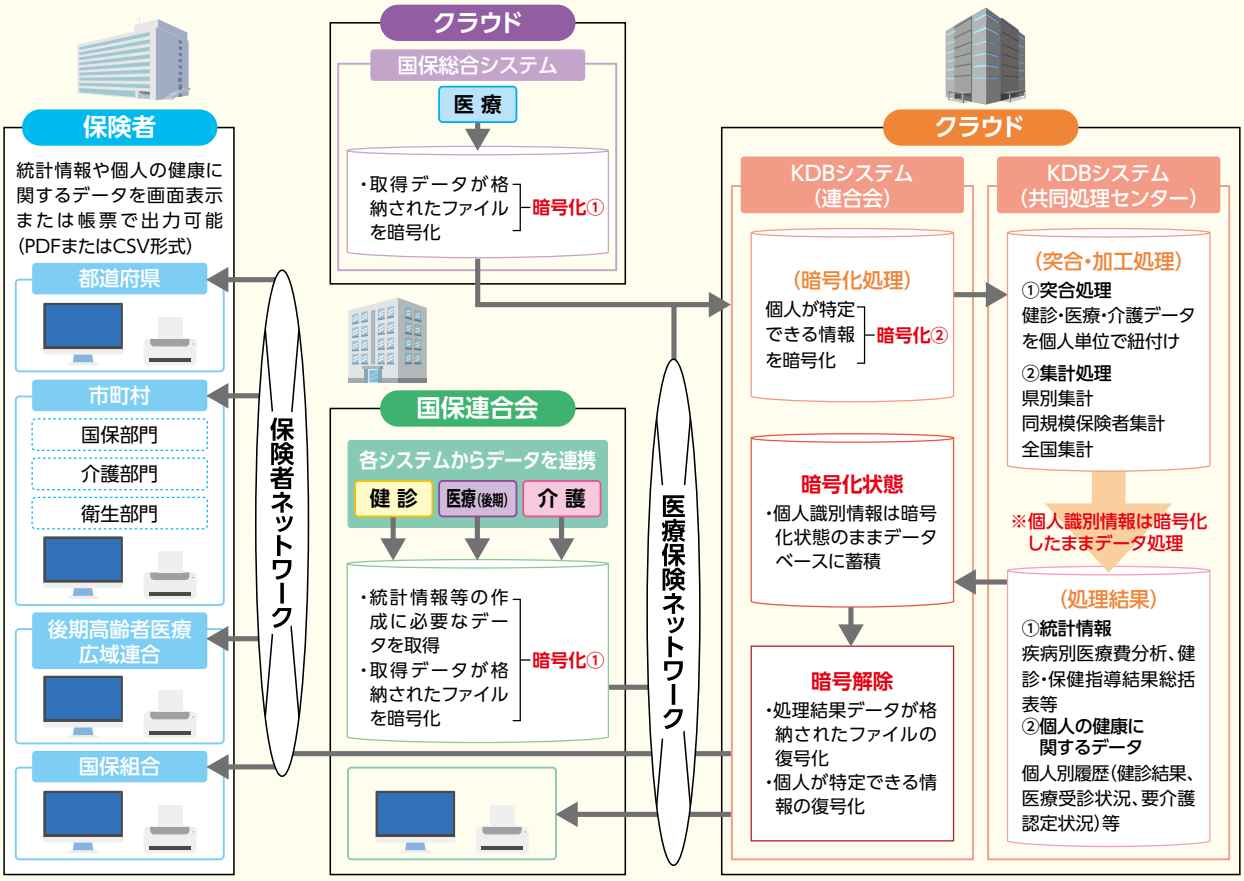

ＫＤＢシステムの帳票例

地域の状況把握（現状分析）

活用方法　地域全体の状況を確認するとともに、県・同規模保険者の状況と比較することで地域の特徴を把握する。

「健診・医療・介護データからみる地域の健康課題」（帳票ID：P21_003）地域の人口構成や被保険者構成、生活習慣、健診の結果の状況、医療状況、介護状況について、県・同規模保険者の状況と比較、自保険者のポジション（順位）を把握できる。

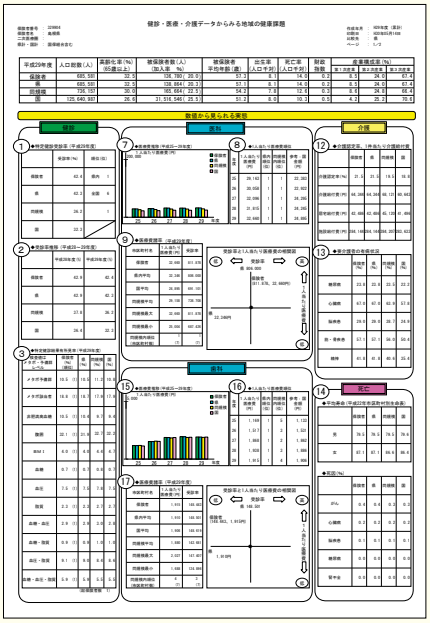

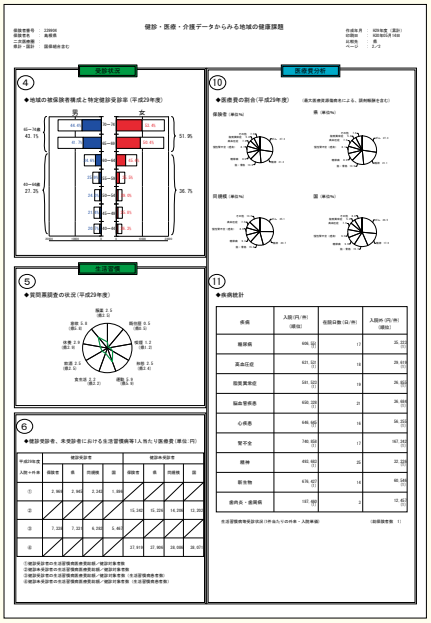

Focusシステム

健診、医療及び介護データをもとに、疾病構造、健診結果等について様々な視点から分析できるシステム。KDBシステムを補完し、多角的な分析に基づく保健事業の実施を支援する。

Focusシステムの特徴

全体・集団から、簡単な操作で個々のターゲットの抽出が可能。

年齢構成の違いによる要因を補正した医療費で、他市町村との比較が可能。

複数の地区別に統計データの把握が可能。

Focusシステムの帳票例

●ＣＫＤ（慢性腎臓病）重症度分類：重症度別に色分け表示

→ターゲットの抽出（対象者一覧）

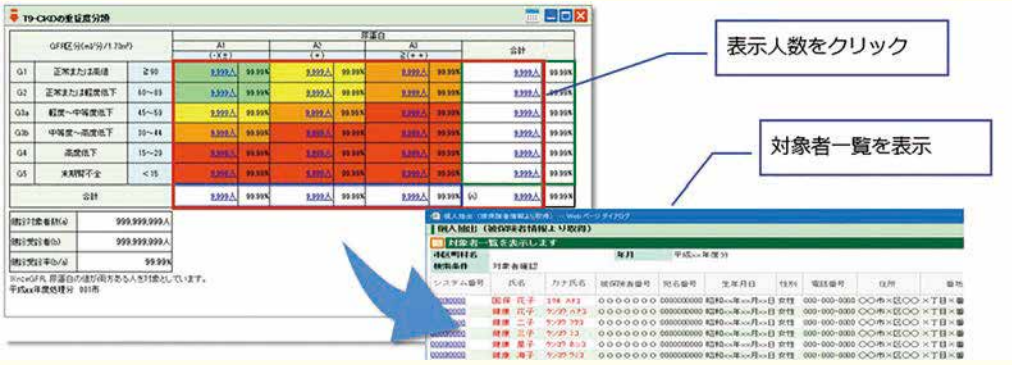

●疾病統計（年齢調整のうえ市町村比較）

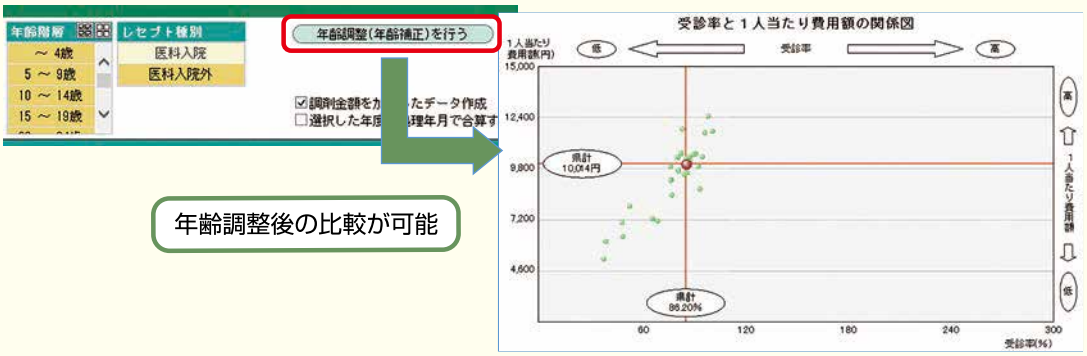

年齢調整後の比較が可能

●疾病統計（地区別の状況）

(4) 市町村保健活動の支援

市町村保健師を会員とする保健活動協議会を設置し、保健事業の推進に係る研修会の開催等を通じて、会員相互の連携を図っている。

市町村が行う特定健診受診率向上対策等の保健活動を在宅保健師等が補完する事業を通じて、市町村の事務負担軽減及び効果的・効率的な保健活動の展開を支援する。

また、市町村等が実施する健康づくりイベントにスタッフとして職員を派遣するほか、測定器等の備品の貸出（※）を行っている。

※一覧は32ページを参照。

①市町村保健活動協議会の運営
②保健事業の推進に係る研修会の開催
③在宅保健師等による市町村の保健活動を補完する事業
④健康づくりイベント支援

▲健康づくりイベント支援

(5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施支援

後期高齢者医療広域連合から委託を受けた市町村が実施する高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、ＫＤＢシステム等の利活用推進及び保健事業支援・評価委員会による支援を行っている。

(6) 島根県在宅保健師等の会「ぼたんの会」活動支援

県内全地区において住民の健康づくりを支援し、地域に根ざした保健活動を行う島根県在宅保健師等の会「ぼたんの会」の事務局として、地区活動の支援及び研修会の開催などを行っている。

①地区活動支援
②在宅保健師等研修会の開催

▲在宅保健師等研修会

7　保険者協議会への参画

県内の医療保険者等が連携協力し、加入者の健康保持・増進を図るとともに、島根県保健医療計画及び医療費適正化計画の策定等に係る意見提出等を行うことを目的に、協議会を設置している。本会は、協議会の構成団体として参画するとともに、島根県と共同で事務局を担っている。

特定健診未受診者の診療における検査結果を活用する取り組み、被用者保険保険者における特定健診等に係る円滑な契約締結のための支援、医療費等の分析、後発医薬品使用促進等の取り組みなど、保険者の枠組みを越えて加入者の健康づくり推進等を支援している。

①協議会・部会の開催
②特定健診等に係る集合契約の締結
③特定健診実施ガイドの作成
④特定保健指導技術研修会の開催
⑤リーフレット、ホームページを活用した広報
⑥医療費等の分析

▲特定健診等受診勧奨用リーフレット

8　国保診療施設への支援

国保診療施設の機能強化及び地域包括医療・ケアの推進に寄与するとともに、診療施設相互の連携を図るための協議会を設置、運営している。

①国保診療施設協議会の運営
②島根県国保地域医療学会及び研修会等の開催

▲島根県国保地域医療学会

9　後期高齢者医療広域連合事務代行等業務

後期高齢者医療広域連合からの委託を受け、交通事故等に係る第三者行為損害賠償求償事務、レセプトに係る被保険者資格確認、レセプト点検等の事務を行っている。

①第三者行為損害賠償求償事務
②レセプトに係る被保険者資格確認事務
③レセプト点検等事務
④高額介護合算療養費の支給に係る他保険者との情報連携事務
⑤医療給付と介護給付に係る突合事務

10　介護保険関係事業

(1) 介護給付費等の審査支払

介護保険法の規定に基づき、保険者からの委託を受け、居宅介護サービス事業所等から提出される介護給付費請求書等の審査支払業務を行っている。

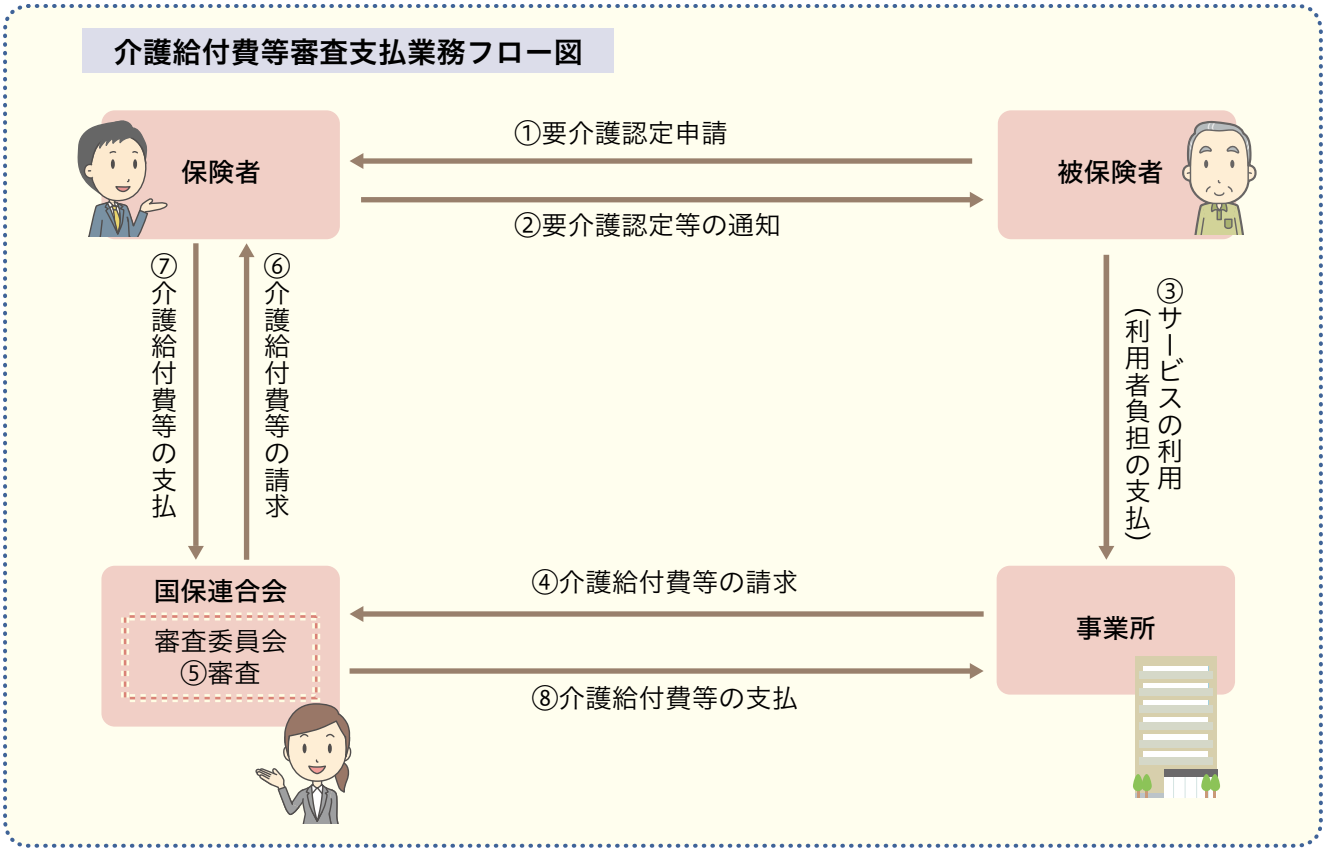

(2) 介護給付費等審査委員会の設置

介護保険法の規定に基づき、介護給付費等審査委員会を設置し、介護給付費等の請求内容の審査を行っている。

介護給付費等審査委員会は、介護給付費の審査が適正に行われるよう介護給付等対象サービス担当者を代表する委員、市町村を代表する委員及び公益を代表する委員をもって構成している。

(3) 全国決済

事業所が県外の被保険者にサービスの提供等を行った場合、当該事業所に支払う介護給付費等について、国保中央会を通じて各都道府県国保連合会間で介護給付費等の相殺を行うことにより、介護給付費等の請求手続きの簡素化及び支払手続きの効率化を図っている。

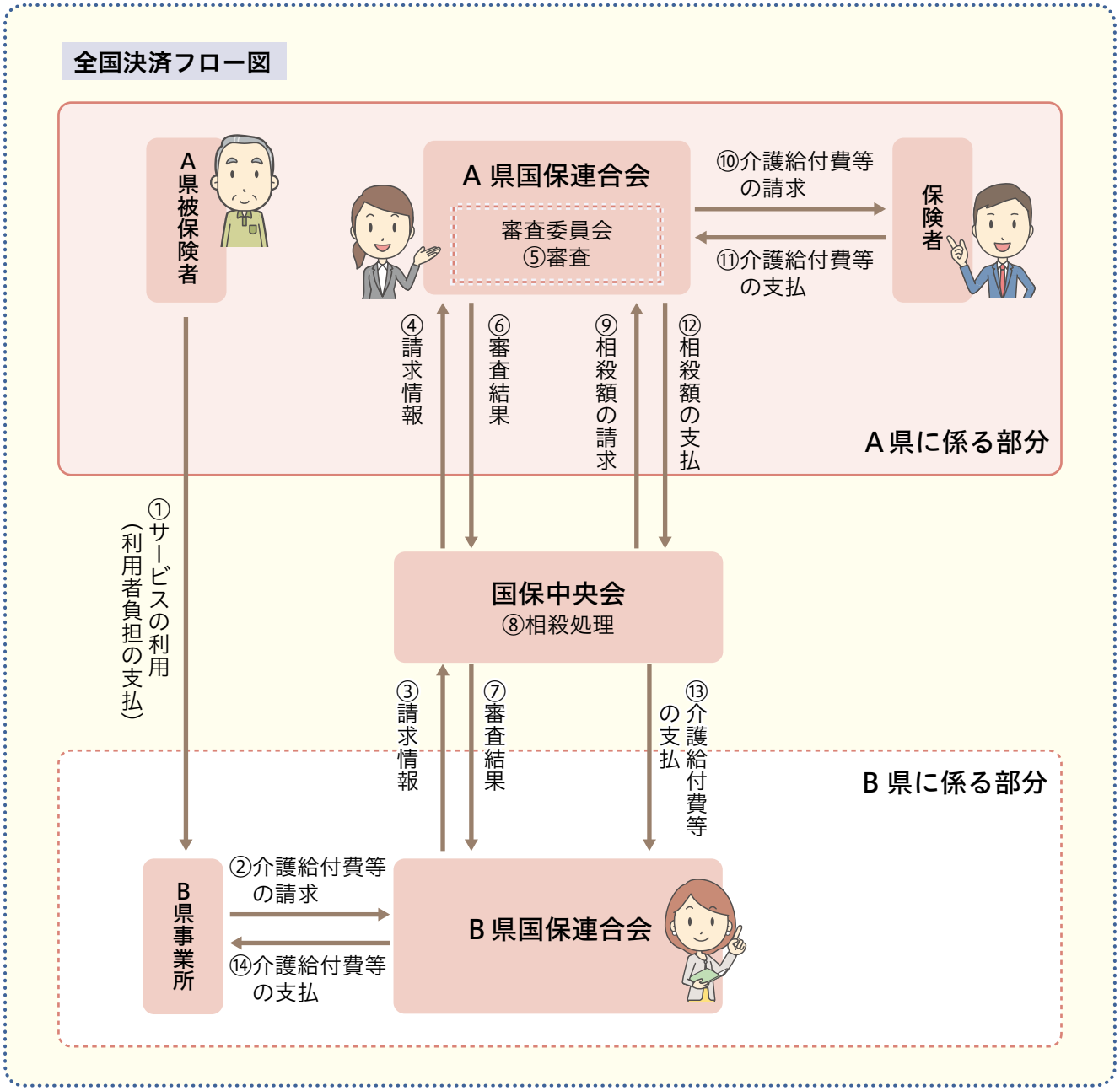

審査支払業務に係る処理日程（例）

月	日	処　　理　　内　　容	実施者
審査月	～５日	＜台帳管理＞ 事業所台帳及び受給者台帳の登録	国　保連合会
	５日	＜過誤調整（１回目）＞ 同月過誤分の過誤申立情報の取り込み	
	～10日	＜受付＞ 介護給付費請求書等の受付	
	11日～	＜受付点検＞ 給付管理票及び介護給付費請求情報について、記録内容等を点検	
		＜資格点検＞ 事業所等の算定要件、受給者の資格等を満たしているか点検	
	中旬	＜支給限度額管理（上限審査）＞ 給付管理票と介護給付費請求情報を突合し、支給限度基準内の請求であるか等を点検	
		＜介護給付費等審査委員会開催＞	
	20日	＜過誤調整（２回目）＞ 通常過誤分の過誤申立情報の取り込み	
	月末	＜返戻・増減単位数通知の送付＞ 事業所等へ審査結果を送付	
審査月の翌月	上旬	＜保険者請求＞ 保険者等へ請求書等を送付	
	10日～25日	＜国保連合会への介護給付費等の払い込み＞	保険者
	28日	＜介護給付費等の支払＞ 事業所等への介護給付費等の支払	国　保連合会

（4）介護給付適正化共同事業

県からの委託に基づき、保険者が行う介護給付適正化対策への支援事業を実施している。本会が保有する給付実績情報をもとに、介護給付適正化システムを活用し、縦覧点検、医療情報との突合を行うとともに、ケアプラン点検に対する支援を行うなど、充実強化を図っている。

(5) 介護保険保険者事務共同処理事業

保険者からの委託を受け、保険者に共通する事務を一元的に処理することにより、事務処理の効率化、保険者負担の軽減を図っている。

名　称	内　　容
要介護認定更新支援処理	受給者台帳から、認定期限到来者を事前に抽出し「要介護認定期限到来者一覧表」「要介護認定・要支援認定申請書」等を作成する。
償還払給付額管理処理	保険者からの償還払情報から支給限度額管理、過去支給チェック、償還払実績登録等の処理を行い、審査結果を保険者へ送付する。
介護給付費通知作成処理	給付実績から受給者への「介護給付費通知書」及び保険者への「介護給付費通知一覧表」を作成する。
高額介護サービス費支給処理	給付実績及び保険者から受理した高額介護サービス費算定情報から高額介護サービス費の支給対象者を抽出し各種帳票を作成する。 保険者から受理した高額介護サービス費給付判定情報から、高額介護サービス費の支給要件等の確認を行い「高額介護サービス費支給（不支給）決定通知書」「高額介護サービス費支給（不支給）決定者一覧表」「振込依頼書」を作成する。
市町村特別給付等支払処理	保険者から受理した市町村特別給付に関する情報を事業所台帳等へ登録し、事業所からの特別給付の請求を受け付け、支払を行う。
各種支払支援処理	「償還払給付額管理処理」及び「高額介護サービス費支給処理」で作成された支払データを基に金融機関への振込データを作成し、受給者（償還払いの受領委任事業者も含む）への支払支援を行う。
主治医意見書料支払処理	要介護認定に伴う、医師による意見書料の支払を行う。
認定調査委託料支払処理	要介護認定に伴う、訪問調査員による認定調査委託料の支払を行う。
原案作成委託料支払処理	地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に委託した、介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）に係る原案作成の委託料の支払を行う。
高額医療合算介護（予防）サービス費支給処理	各医療保険における世帯内で、１年間の医療及び介護制度における自己負担額から、ある一定の上限額を超える部分について高額療養費・高額介護（介護予防）サービス費を算定し、給付を行う。
事業状況報告書（月報・年報）作成処理	介護保険法の規定に基づき、保険者が厚生労働大臣に報告することとなっている介護保険事業の実施状況に係る報告書を作成し、保険者へ提供する。
その他統計資料作成処理	審査支払・保険者事務共同処理にて蓄積した情報及び保険者からの「被保険者等情報」により保険者統計資料を作成する。

(6) 介護サービスに関する苦情処理業務

利用者の権利擁護及び介護サービスの質の維持向上を図るため、利用者やその家族等からの苦情・相談の受付及び保険者で処理することが困難な案件についての相談及び苦情処理業務を行っている。苦情申立された案件は、本会に設置している介護サービス苦情処理委員会で審議され、事実関係の調査を行うとともに、事業者に対して必要な指導や助言を行っている。

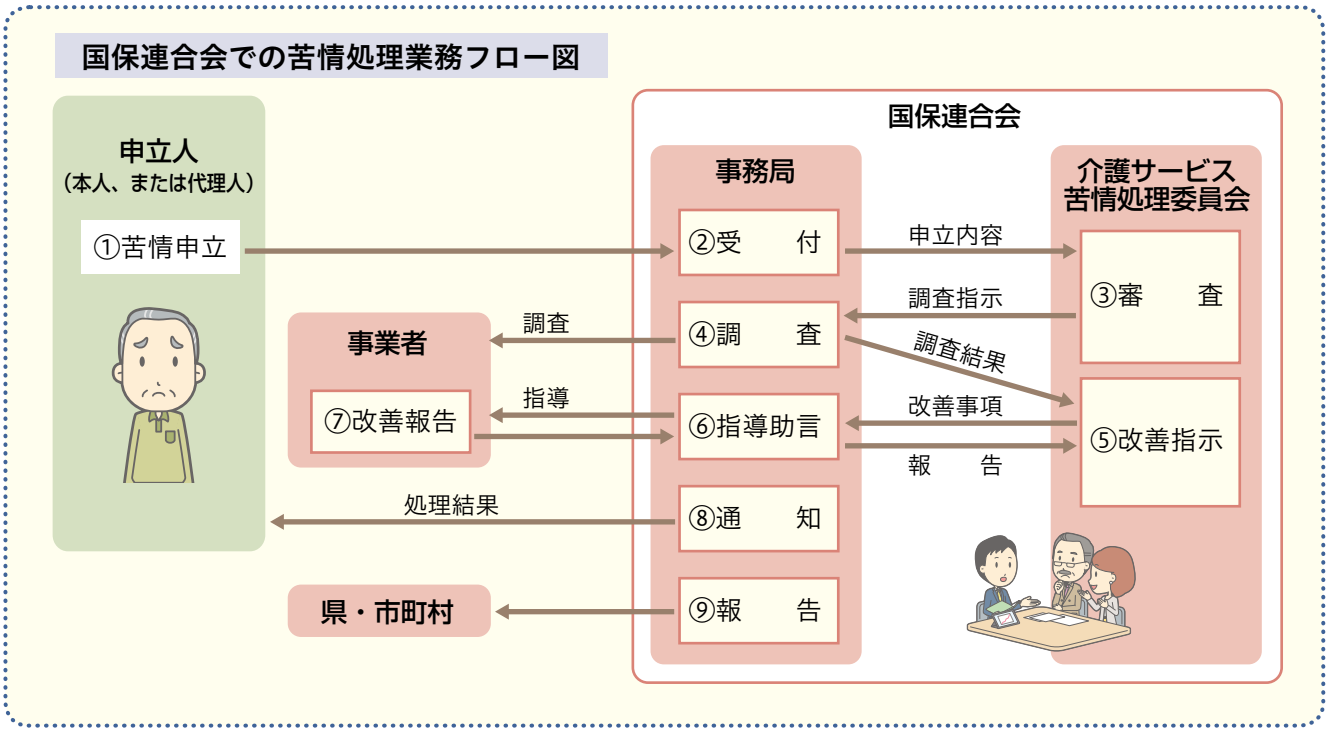

(7) 保険料の特別徴収等に係る経由機関業務

介護保険料、国保料（税）及び後期高齢者医療保険料の年金からの特別徴収や年金生活者支援給付金の支給に関して、市町村と関係機関との間で授受を行うデータの経由機関としての役割を担っている。

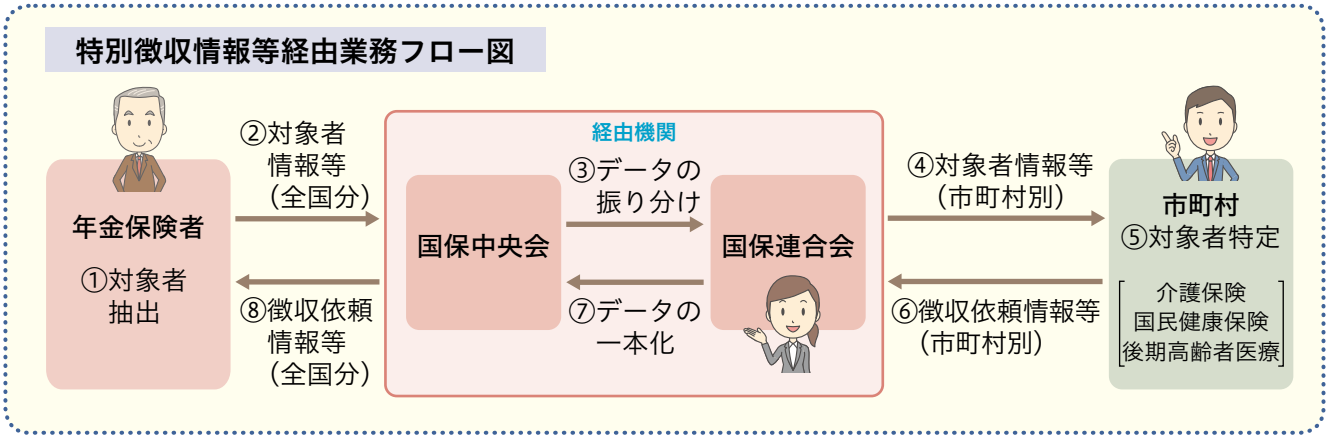

11　障害者総合支援関係事業

(1) 障害介護給付費等審査支払

市町村及び県からの委託を受け、障害福祉サービス事業所等から請求される障害介護給付費及び障害児給付費等の審査支払業務を実施している。

障害介護給付費等審査支払業務フロー図

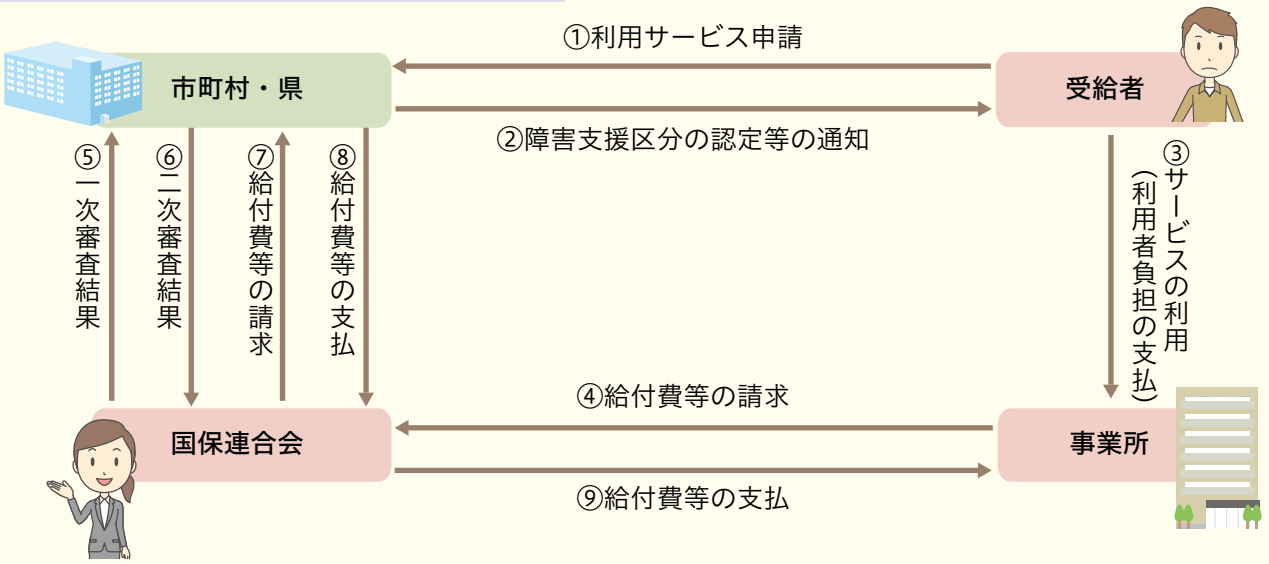

(2) 障害者総合支援事務共同処理事業

市町村等からの委託を受け、市町村等に共通する事務を一元的に処理することにより、事務処理の効率化、市町村等の負担軽減を図っている。

名　　称	内　　容
高額障害福祉サービス費及び高額障害児給付費支給処理	障害者総合支援法における障害福祉サービス費、補装具費、介護保険法における介護給付費及び児童福祉法における障害児給付費の利用者負担額を同一世帯で合算し、高額障害福祉サービス費、または高額障害児給付費の算定・支給判定処理を行う。
各種支払支援処理 （振込データ作成処理）	「高額障害福祉サービス費及び高額障害児給付費支給処理」で支給決定した給付費を受給者へ支払うための振込データの作成を行う。
地域生活支援事業支払処理	市町村から受理した地域生活支援事業に関する情報を事業所台帳等へ登録し、事業所から地域生活支援事業の請求を受け付け、支払処理を行う。
独自助成支払処理	障害福祉サービスの利用者負担額に対し助成する地方単独助成について、一定の条件のもと、支払処理を行う。
訪問調査委託料支払処理	相談支援事業所に対して訪問調査委託料の支払処理を行う。
統計資料作成処理	支払等業務、台帳管理業務にて蓄積された情報より統計情報を作成する。

12　広報・統計

国保や介護保険に関する情報を保険者へ提供するとともに、保健事業の重要性を被保険者等に周知し、保険運営安定化の推進に寄与する。

また、本会が保有する最新の医療費データを分析し、保険者及び関係機関へ提供するなど、保険者における医療費適正化対策・保健事業等を支援している。

（1）冊子等の作成

①統計でみる島根の国保
②国保市町村別１人当たり医療費マップ
③後発医薬品普及促進リーフレット

▲統計でみる島根の国保

▲国保市町村別１人当たり医療費マップ

▲後発医薬品普及促進リーフレット

（2）ホームページの運用

▲本会ホームページ　https://www.shimane-kokuho.or.jp

—掲載内容—

- 国保連合会の概要
- 国保のしくみ
- 介護保険のしくみ
- 保険医療機関・保険薬局向け情報
- 介護サービス事業所向け情報
- 障害福祉サービス等事業所向け情報
- 統計情報
- 国保保険者等データヘルス計画
- 各種様式ダウンロード
- 島根県保険者協議会関連情報
- 在宅保健師等の会「ぽたんの会」関連情報
- 島根県診療施設協議会関連情報

13　会議等

保険者をはじめとする関係機関との密接な連携を図るため、各種会議等を通じて意見交換及び情報の共有化を図り、効果的・効率的な事業運営に努めている。

①国保連合会事業推進会議
②国保主管課長・担当者会議
③新任国保事務担当者連絡会
④国保運営協議会会長連絡会議

14　国保制度改善強化の推進

医療保険制度の一本化、国保財政基盤強化策の拡充強化などを柱とする国保制度改善強化全国大会への参加等を行い、国保運営の安定化に理解と協力を求めている。

▲国保制度改善強化全国大会

15　個人情報保護に関する取組

診療報酬等審査支払をはじめ各業務において取り扱う情報の重要性に鑑み、日本産業規格「個人情報保護マネジメントシステム－要求事項（JIS Q 15001）」に準拠した個人情報保護マネジメントシステムを確立し、個人情報の適正な管理に努めている。

16　その他の事業

(1) 表彰

永年にわたり国民健康保険及び介護保険事業に貢献し、功績のあった関係者に対して表彰を行っている。

(2) 図書等の斡旋

関係機関に対して審査関係図書等の斡旋を行っている。

Ⅳ 資料

1　保健事業備品一覧

No.	名　　称	説　　明	数量
1	もの忘れ相談プログラム	アルツハイマー型認知症の疑いを簡単にチェック	1
2	血管年齢測定器（メタボリ先生）	血管年齢と肥満度のチェック	2
3	骨密度測定器	超音波による骨密度のチェック	3
4	体組成計	体脂肪率、体内年齢、ＢＭＩ等を簡単にチェック	1
5	デジタル握力計	握力のチェック	1
6	デジタル長座体前屈計	体の柔軟さのチェック	2
7	デジタル背筋力計	筋力の度合い、衰えをチェック	1
8	肺活量計	肺機能障害の早期発見	1
9	ハイ・チェッカー	肺年齢を測定	1
10	足指力計測器チェッカーくん	下肢筋力を測定	1
11	動脈硬化進行模型	動脈硬化の進行状況を表現したモデル	1
12	骨粗鬆症予防の食品構成モデル	骨粗鬆症を予防するための食生活普及モデル （一般的な食品構成）	1
13	骨粗鬆症予防の献立例	骨粗鬆症を予防するための食生活改善モデル （朝食、昼食、夕食の献立例）	1
14	骨粗鬆症メディカルモデル	背骨の横断面の実物大モデル	1
15	皮下脂肪１／２大モデル	ウエスト部分の断層写真を立体化したモデル	1
16	体脂肪模型	体脂肪の大きさを重さごとに表現したモデル （１kg、２kg、３kg）	1
17	よく食べる外食モデルＡ（和食）	和食の食生活の状況を把握するモデル	1
18	よく食べる外食モデルＢ（洋食）	洋食の食生活の状況を把握するモデル	1
19	喫煙者の口	喫煙が口内にどのような病気を引き起こすかを表した模型	1
20	タール瓶	１日平均20本タバコを吸う人の肺に１年間に蓄積するタールの量	1
21	NO SMOKING モデル	喫煙者の肺と１年間に吸い込むタール量のモデル	1
22	禁煙指導用肺モデル	人の肺の断面を表現したモデル	1
23	乳癌触診モデル	乳癌の早期発見用モデル	1
24	高齢者体験セット	加齢に伴う体の変化を体験	1
25	デッキ輪投げ	関節可動域の増大、集中力訓練などに効果的	1
26	はっぴ	文字：衿「国民健康保険・健康まつり」 背「こくほ」	10着
27	のぼり旗	「測定コーナー」「健康相談コーナー」 「地域ぐるみで健康づくり」	３種類
28	ヘルスパネル	健康づくり等に関する教材パネル	各種

申し込み、お問い合わせは事業課まで　TEL 0852-21-2112　FAX 0852-21-2164

（本会ホームページで貸出予定を掲示）

保健事業備品のご紹介

※［　］内は、32ページ表中のNo.

［No.１］

もの忘れ相談プログラム

［No.２］

血管年齢測定器（メタボリ先生）

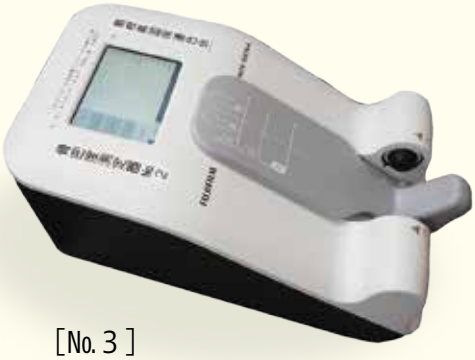

［No.３］

骨密度測定器

［No.４］

体組成計

［No.10］

足指力計測器チェッカーくん

［No.18］

よく食べる外食モデルB（洋食）

2　沿　革

年　　月　　日	事　　項
昭和16年　11月　5日	島根縣國民健康保險組合聯合會　設立認可
18年　5月　1日	診療報酬審査業務開始
20年　8月　24日	県庁火災により事務所焼失
23年　6月　30日	島根縣國民健康保險團體聯合會に改組・改称
	（旧国民健康保険法第３次改正による）
11月	国民健康保険法施行10周年記念式典
27年　3月　15日	連合会直営助産所・事務所竣工
8月　1日	助産所開設
28年　12月　7日	国民健康保険法施行15周年記念式典
31年　4月　5日	診療報酬支払業務開始
5月　10日	融資業務開始
	直診協議会を合併
8月　25日	機関誌「島根の国保」創刊号発行
10月　8日	島根県国保被保険者代表総会・国保総決起大会開催
32年　10月　31日	連合会事務所増築
33年　4月　1日	島根県国民健康保険診療報酬等支払業務運営委員会発足
	島根県国民健康保険団体連合会支部設置
8月　12日	国民健康保険法施行20周年記念式典
10月　1日	島根県柔道整復師会と協定
34年　1月　1日	島根県国民健康保険団体連合会の設立
	（新（現行）国民健康保険法施行による）
4月　1日	保健婦奨学資金貸与制度開始
	保健所と診療協定
36年　4月　1日	看護婦奨学資金貸与制度開始
	国保事務研究会設置
38年　4月　1日	助産所休止
10月　1日	第三次過誤調整事務開始
39年　4月　1日	国民健康保険勤務医師修学資金貸付制度開始
	国保事務研究会に事務部会、直診部会、保健婦部会を設置
40年　12月　1日	審査支払事務電算化実施
42年　7月　7日	国保診療施設勤務医師外地留学助成制度開始
8月	交通事故はがきによる通報開始
10月	生保との調整事務開始
43年　11月　5日	国民健康保険法施行30周年記念式典
44年　10月　30日	島根県国保会館竣工
45年　11月	中央建設外２国保組合の審査支払業務開始
46年　11月	高齢者医療費審査支払事務開始
12月　20日	公立病院等融資業務開始
47年　4月　1日	自動車損害賠償責任保険等請求事務委任業務開始
48年　2月	老人医療費審査支払事務開始
5月	県単福祉医療費審査支払事務開始
	県単柔道整復審査支払事務開始
11月	県単乳児医療費審査支払事務開始
	高額療養費支払事務開始
49年　11月	公費負担医療審査支払事務開始
50年　11月	乳児・妊婦健康診査費支払事務開始

年　月　日	事　項
昭和50年　11月	県外分診療報酬決済事務開始
	審査支払業務電算化実施
52年　２月　14日	自動車損害賠償任意保険請求事務委任業務開始
53年　８月　１日	全国柔道整復師会と協定
11月　21日	国民健康保険法施行40周年記念式典
54年　４月　１日	国保事務研究会の保健婦部会廃止
55年　４月　１日	島根県市町村保健活動協議会発足
56年　７月　25日	国保診療施設勤務医師外地留学助成制度廃止
	看護婦奨学資金貸与制度廃止
８月　１日	保険者事務電算化共同処理調査研究会設置
11月　５日	島根県国保連合会創立40周年記念式典
58年　３月	老人保健法施行に伴う老人医療費審査支払事務開始
４月　１日	保険者事務電算化共同処理事業実施推進委員会設置
５月　23日	審査委員会審査専門部会設置
７月　18日	高額医療費共同事業開始
59年　２月　17日	保険者事務電算化共同処理事業開始
４月　１日	保険者事務電算化共同処理事業運営委員会設置
11月	退職者医療制度創設に伴う審査支払事務の変更
60年　11月　22日	島根県国保会館増築竣工
61年　４月　１日	審査委員会に常務処理審査委員を設置
62年　11月　１日	島根県国保財政充実強化推進協議会発足
63年　１月　１日	高額医療費共同事業強化拡充
２月　22日	個人情報保護委員会設置
４月　１日	老人保健医療事務電算化共同処理事業開始
	保険者及び老人保健医療事務電算化共同処理事業運営委員会に名称変更
５月	老人保健施設療養費審査支払事務開始
７月　１日	顧問弁護士及び求償専門員を設置し、自賠責保険等請求事務を充実強化
７月　29日	国民健康保険法施行50周年記念式典
10月　26日	老人保健医療事務電算化共同処理事業検討委員会設置
平成元年　８月　１日	島根県国民健康保険運営協議会会長連絡協議会発足
３年　２月	市町村保健婦等老人介護臨床研修実施
７月　１日	レセプト点検専門員設置共同事業実施
	嘱託保健婦を設置し、保健事業を充実強化
７月　23日	第三者行為損害賠償求償事務共同処理開始
４年　５月	老人訪問看護療養費審査支払事務開始
	国保システム導入による保険者月報作成用データ提供開始
10月　20日	全国国民健康保険診療施設協議会島根県支部設立
	第１回島根県国保診療施設研究発表会開催
５年　２月	統計でみる島根の国保（国保３％推進運動冊子）発行
７月	老人保健医療事務電算化共同処理事業拡充（社保老人処理開始）
８月　１日	島根県国保保健活動推進委員会設置
10月　20日	第２回島根県国保地域医療研究会開催
	（島根県国保診療施設研究発表会から名称変更）
６年　８月　１日	島根県国民健康保険診療施設協議会設置
	（全国国民健康保険診療施設協議会島根県支部から発展）
11月	入院時食事療養費審査支払事務開始
７年　４月　１日	超高額医療費共同事業開始
７月　１日	レセプト点検共同事業実施
	（レセプト点検専門員設置共同事業から拡充強化）

年　月　日	事　項
平成７年　８月　１日	島根県国保医療問題協議会設置
10月　21日	第８回全国健康福祉祭島根大会（ねんりんピック '95 しまね）協賛
	『国保・だんだん健康館』出展
11月　１日	県単乳児医療から乳幼児医療に改正
８年　11月　１日	島根県国保医療問題協議会に作業部会を設置し、医療費分析を実施
10年　３月	医療費分析システム運用開始
４月　１日	介護保険準備室開設
７月　17日	国保連合会業務等検討委員会設置
８月　１日	島根県市町村介護保険事務処理システム共同開発検討委員会設置
10月	健康くらぶ（３分間体力診断システム）貸出開始
11月	島根県国民健康保険在宅医療等推進支援事業開始
	生き生き市町村を育む保健事業推進事業実施
11年　２月	しまね国保情報ネットワーク構築
	（在宅医療等推進支援情報提供システム）
３月　１日	介護保険準備室を分室に移転
８月	臨時老人薬剤費特別給付金審査支払事務開始
12月　１日	医療事務電算化処理推進委員会設置
12年　４月　１日	介護保険事業関係業務開始
	（介護給付費審査委員会（介護医療部会・審査部会）設置）
	（介護サービス苦情処理委員会設置）
	（苦情処理調査員設置）
５月	介護給付費審査支払事務開始
７月　１日	島根県国保会館が現在地に新築移転
８月　１日	診療施設協議会に運営部会、医療部会を設置
９月	新・保険者事務共同電算処理システム運用開始
	財務会計システム運用開始
11月　18日	第９回島根県国保地域医療学会開催
	（島根県国保地域医療研究会から発展拡充）
13年　２月	糖尿病予防活動モデル事業実施
４月　１日	島根県市町村介護保険事務処理システム運営委員会設置
	（共同開発検討委員会から移行）
５月　15日	島根県在宅保健婦会設立
	（現名称　島根県在宅保健師等の会「ぽたんの会」）
14年　１月	支給限度基準額一本化に伴う介護保険システム改修
	介護保険ＩＴ化導入促進事業実施
３月	レセプト電算処理システム運用開始
３月　15日	第２回健康日本21全国大会
	島根県国保連コーナー出展
８月　１日	島根県国民健康保険団体連合会資金運用検討委員会設置
	島根県国保充実強化推進協議会設置
11月　１日	高額療養費、高額医療費算定業務開始
15年　２月	島根県国民健康保険団体連合会中期財政計画策定
３月　１日	ホームページ開設
４月	高額医療費共同事業の拡充・制度化
８月	国保連合会市町村合併関連業務等検討会の設置
16年　２月	国保連合会介護給付適正化システム運用開始
17年　７月　29日	島根県保険者協議会設立
８月　１日	島根県国民健康保険団体連合会個人情報保護規則の制定
18年　７月	レセプト画面審査開始

年　　月　　日	事　　項
平成18年　10月	電子帳票システム運用開始
	保険財政共同安定化事業の創設
19年　４月	レセプトオンライン請求システム運用開始
	外部監査の導入
５月	市町村単独助成事業審査支払事務開始
７月	国保料（税）の滞納者を対象とする多重債務相談事業開始
10月	レセプトＯＣＲ処理開始
	障害介護給付費等支払業務開始
11月	ＩＴコーディネータの導入
12月	保険料の特別徴収に係る経由機関業務開始
20年　３月	国保高齢者医療制度円滑導入基金の造成
４月	後期高齢者医療制度施行
	保険者ネットワーク構築
５月	後期高齢者医療診療報酬等審査支払事務の開始
	特定健診・特定保健指導等費用決済、データ管理業務開始
	指定公費負担医療費審査支払業務開始
６月	後期高齢者医療レセプト管理システム運用開始
７月	国保会館別館竣工
10月	障害児施設給付費支払業務開始
21年　２月	島根県国民健康保険団体連合会中期経営計画策定
	（島根県国民健康保険団体連合会中期財政計画から移行）
３月	国保介護従事者処遇改善基金の造成
４月	介護給付適正化共同事業開始
	国保料（税）収納アドバイザー事業開始
５月	新生児聴覚検査費助成事業審査支払事務開始
６月	国保介護従事者処遇改善臨時特例交付金に係る交付事業開始
７月	電子帳票Ｗｅｂ化開始
９月	国保レセプト管理システム運用開始
10月	高額医療・高額介護合算業務開始
11月	介護職員処遇改善交付金支払業務開始
	福祉・介護人材の処遇改善事業助成金支払業務開始
	出産育児一時金等支払業務開始
	国保連データ連携システム運用開始
22年　５月	プライバシーマークの認証
11月	後発医薬品自己負担軽減例通知書の作成業務開始
	県及び市町村単独医療費の電子請求対応開始
23年　３月	複式簿記の導入
10月	国保総合システム運用開始
11月	県及び市町村単独医療費の資格審査開始
24年　４月	診療報酬等早期支払の実施
	高額療養費の外来現物給付化開始
	県外医療機関等受診に係る地方単独医療費助成事業の現物給付化対応開始
	外字管理システム運用開始
25年　２月	地方単独医療費助成事業（市町村上乗分）の県内全域現物給付化開始
10月	国保データベース（ＫＤＢ）システム運用開始
10月４･５日	第53回全国国保地域医療学会開催
26年　５月	介護保険・障害者総合支援一拠点集約化システム運用開始
７月	保健事業支援・評価委員会設置
27年　４月	保険財政共同安定化事業の全医療費化

年　　月　　日	事　　項
平成27年　６月	ロゴマーク作製
７月	全国健康保険協会（協会けんぽ）と包括連携協定の締結（健康づくりの推進）
	保険者ネットワークに島根県と介護保険者が加入
28年　１月　１日	島根県国民健康保険団体連合会特定個人情報等取扱規程の制定
４月	健康医療情報等分析システム（Focus システム）運用開始
30年　３月	島根県立大学と包括連携協定の締結（医療費等調査・分析）
４月	国保都道府県単位化により島根県が国保保険者として本会に加入
	保険給付費等交付金（普通交付金）収納事務の受託開始
	国保情報集約システム運用開始
	障害介護給付費等に係る審査の受託開始
	国保事業費納付金算定等支援業務開始
	要介護認定等情報経由業務受託
10月	テレビ会議システム運用開始
11月	在宅保健師による市町村の保健活動を補完する事業開始
31年　２月	市町村事務処理標準システムクラウド化の事業運営主体として業務開始
４月	ＡＩを活用した特定健康診査受診率向上支援事業開始
令和元年　６月	風しん抗体検査及び予防接種費用支払業務開始
２年　４月	国保事業報告システム共同処理業務開始
	新型コロナウイルス感染症に係る医療の保険適用等に伴う診療報酬審査支払業務開始
５月	在宅保健師による新型コロナウイルス感染症電話相談対応等に係る業務開始
７月	保険者クライアントのリモートサポート開始
	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業等に係る事務受託
10月	Web 会議運用開始
３年　１月	市町村事務処理標準システムのクラウド構成による共同利用開始
	高額療養費算定業務に係る地単公費（福祉・乳幼児等）連携開始
３月	オンライン請求システムのクラウド化による運用開始
４月	地方単独医療費助成事業（子どもの医療費助成）の拡大
	新型コロナウイルス感染症の予防接種等費用の支払業務開始
	産婦健康診査の審査支払業務開始
10月	オンライン資格確認の運用開始（レセプト振替・分割開始）
12月	介護・障害福祉サービス事業所等における感染防止対策支援事業に係る事務受託
４年　３月	オンライン請求システムの振込額データ等ダウンロード機能利用開始
４月	重複・多剤投与者に対する服薬情報通知書の作成業務開始
	県外医療機関における乳児・妊婦健康診査費支払事務及び新生児聴覚検査費助成事業の現物給付化対応開始
５月	介護・障害福祉職員処遇改善支援事業に係る事務受託
５年　４月	ケアプランデータ連携システム稼働に伴う関連業務開始
	障害福祉サービスデータベースへのデータ連携業務開始
６年　２月	国保総合システムのクラウド化による運用開始
３月	国保情報集約システムのクラウド化による運用開始
	国保データベース（ＫＤＢ）システムのクラウド化による運用開始
５月	介護・障害福祉職員処遇改善支援事業に係る事務受託
７年　４月	介護及び障害福祉人材確保・職場環境改善等事業に係る事務受託
５月	介護保険・障害者総合支援給付審査支払等システムのクラウド化による運用開始
８年　２月	後期高齢者医療請求支払システムのクラウド化による運用開始
	特定健診等データ管理システムのクラウド化による運用開始
	セキュリティ等管理システム運用開始
４月	介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業に係る事務受託
	障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業に係る事務受託
５月	原案作成委託料支払処理の開始

島根県国民健康保険団体連合会

〒690-0825
島根県松江市学園一丁目７番14号
島根県国保会館

日本産業規格に準拠した個人情報保護マネジメントシステムを構築し、プライバシーマークを取得しています。

課　名	係　名	電話番号	ＦＡＸ番号	メールアドレス
総務課	総務会計係	0852－21－2162	0852－21－2164	kenkou21@shimane-kokuho.or.jp
	企画財政係	0852－21－2188		
事業課	保険者支援係	0852－21－2136		jigyou@shimane-kokuho.or.jp
	保健事業係	0852－21－2112		
	求償事務	0852－21－2176		
審査課	第１係	0852－21－2114	0852－21－3550	sinsa@shimane-kokuho.or.jp
	第２係			
	第３係	0852－21－2107		
	第４係	0852－21－2130		
	第５係	0852－21－2163		
システム管理課	システム管理係	0852－21－2126		genki@shimane-kokuho.or.jp
介護福祉課	介護保険・障がい福祉係	［介護保険担当］ 0852－21－2122 ［障がい福祉担当］ 0852－61－0140 ［苦情相談窓口］ 0852－21－2811	0852－61－9051	kaigo@shimane-kokuho.or.jp

ホームページアドレス
https://www.shimane-kokuho.or.jp

島根　国保　検索

【島根県国保会館案内図】

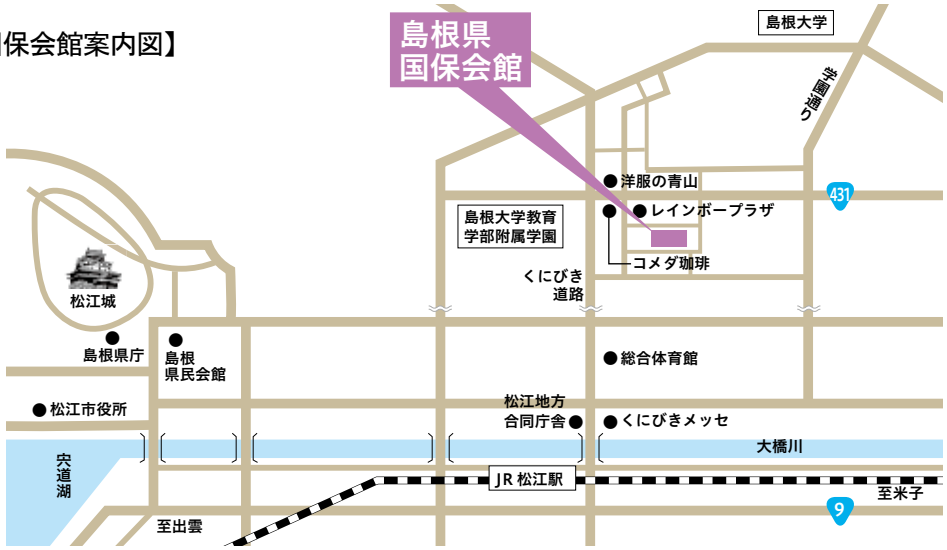

島根県
国民健康保険団体連合会
ロゴマーク

本会が地域住民の健康づくりの支援を行っている機関であることなどを対外的に広くアピールすることを目的に作製。

「国保」「健康づくり」の頭文字“Ｋ”を人の形に模して、生き生きと健康的に活動している様子を表しています。